

## 平成31年第1回士別市議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月5日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時31分散会

---

### 本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第1 議案第112号 士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について（予算決算常任委員長結果報告）

議案第113号 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の一部を改正する条例について（予算決算常任委員長結果報告）

日程第2 大綱質疑

散会宣告

---

### 出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

---

### 出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長 （併）選挙管理 委員会事務局長	中舘佳嗣君	市民部長	佐々木幸美君
保健福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日総合支所長	法邑和浩君

---

教育委員会会長 中峰寿彰君 教育委員会会長 生涯学習部長 鴻野弘志君

---

病院事業者 副管理者 三好信之君 市立病院局長 加藤浩美君

---

農業委員会会長 飛世薫君 農業委員会会長 農務局長 武田泰和君

---

監査委員 吉田博行君 監査委員局長 穴田義文君

---

#### 事務局出席者

議会事務局局長 千葉靖紀君 議会事務局局長 岡崎浩章君

議会事務局副局長 前畑美香君 議会事務局総務課主事 駒井靖亮君

---

(午前10時00分開議)

○議長(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

---

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

---

(朗読を経ないが掲載する)

1. 常任委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

議案第112号 士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について(予算決算常任委員長結果報告)

議案第113号 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の一部を改正する条例について(予算決算常任委員長結果報告)

以上報告する

平成31年3月5日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

---

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第112号 士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第113号 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

予算決算常任委員長の報告を求めます。丹 正臣委員長。

○予算決算常任委員長(丹 正臣君)(登壇) 予算決算常任委員会に付託されました議案第112号 士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第113号 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の一部を改正する条例について、委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

経過につきましては、昨年10月に所管事務調査を行った後、第4回定例会において本2案件が予算決算常任委員会に付託されました。審査の運営について理事会で協議した上で常任委員会を3回開催し、慎重に審査をいたしました。

委員からは、ごみの排出量の削減効果や有料化によるごみの削減効果、家庭での負担の増加額など、さまざまな質疑がなされ、これまで市民の協力のもと、本市においては22区分の分別を行っている中、市民が納得できる料金設定にするべきではなどの意見が多く出されました。

審査の結果につきましては、議案第112号 士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例については、原案別表第1の一般ごみの指定ごみ袋及びその他プラスチックの指定ごみ袋の金額を引き下げる修正案が提案され、採決の結果、修正案のとおり修正すべきものと決したものであります。

修正の理由といたしましては、市民サービスを維持するための有料化を前提に手数料の設定について審査をしたところ、今回提案されましたごみの手数料については、全道の他市において最大となる品目が複数あり、具体的には、一般ごみで他市最大値1リットル当たり3.2円に対し本市は3.5円、その他プラスチックは他市最大値1リットル当たり2.0円に対し本市は2.5円という状況であります。

行政の説明によれば、道内自治体における35市のうち、今回対象となるごみが無料である市は本市を含め3市であること、に加えて収集方法についても、手数料無料により戸別収集体制を維持している自治体は本市を除いて皆無であるという状況からも、家庭ごみの手数料の有料化についてはやむを得ないと考えます。ごみに係る手数料は市民の生活に直結する料金であり、市民の急激な負担を避けるため、一般ごみ、その他プラスチックの手数料を引き下げる必要があると判断をいたしました。

次に、議案第113号 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号及び議案第113号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 日程第2、議案第1号から議案第17号までの平成31年度士別市各会計予算とこれに関連を有する議案17案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑に入ります。

議長の手元まで質疑通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君） 平成31年第1回定例会通告に従いまして大綱質疑をさせていただきます。

1つ目は、本市に見合った移住政策の構築についてということで質問いたします。

人口減少が進む中、活力ある持続可能な地域づくりを目指すためにも、流入人口増、流入人口を増やす移住施策については、本市においてもこれまで大きな課題として取り組まれております。市においては、新年度の組織機構の見直しにより創生戦略課を設置し、移住定住に関しては、移住者の受け入れ体制の整備や移住定住の情報発信などの強化を図るとともに、ワンストップ窓口の機能を有するナビデスクの開設を予定しております。

この間、議会においても、発信力の強化、担当部署の機能強化、担当者の熱意など、さまざまな視点から多くの提言や議論がなされておりました。それらも踏まえての新たな体制強化だと思われませんが、まず、新年度からの体制変更によって、これまでの本市が取り組んでおります移住定住の取り組みから強化される部分、また強化していきたい狙いについてお伺いいたします。

加えまして、相談等、ワンストップ窓口となるナビデスクについての業務にかかわるイメージについて、具体的にお知らせいただきたいと思っております。

次に、予算概要にあります移住定住促進事業についてお伺いいたします。

この事業は、前年度の移住促進事業からの拡大事業として、前年度の予算額の3倍を超える550万1,000円と大幅増の予算措置がされており、今回の体制整備に加えて、士別市としても力を入れていくということがうかがえると思っております。

一方で、仕事に関すること、住宅に関するものなど、これまで本市の取り組んでいる移住対策に資する事業、それぞれ今回の移住定住促進事業だけではなくて、各部に予算措置をされていると思っておりますけれども、子育て支援、仕事、住まい、生活環境など移住政策のいわゆるパッケージに含まれるであろう、本市が移住者に向けて、いわゆる売りとも言えるものについて、その主な事業と予算規模についてもお知らせいただきたいと思っております。

最後に、創生戦略課の体制についてお伺いをいたします。

組織機構の見直しによれば、創生戦略課は、現行の秘書広報課の組織再編により設置されるということでございます。秘書業務に加え、人口減少対策、移住定住、地域公共交通、空き家対策、総合戦略の構築業務と、さまざまな所掌業務があるということで、さらには、いずれもが今後の本市のまちづくりに向けて喫緊に取り組む課題だとも思われますけれども、そのような状況にあっても、とりわけ移住定住施策に対応できる職員体制をしっかりと構築できるのか、もっと言えば、移住を希望、検討する方に対して士別市にぜひ来てほしいという体制確立を強く求めて、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 西川議員の移住定住にかかわる御質問にお答えします。

まず、私のほうから移住定住にかかわる基本的な考え方をお答え申し上げまして、具体の部分については、部長、課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

士別市は、地方創生の総合戦略において人口ビジョンというのを出しております。この推計値を何としても守っていくということのために、この総合戦略の中においては、農業未来都市

の創造、そして合宿の聖地創造という、大きな二本の柱を掲げておりますし、まちづくり総合計画とこれらを連動させながら、お話にございました活力ある持続可能な地域をつくっていかうとしております。

ただ、現状を鑑みますときに、本市も含めて地方都市全体で言えることだと思えるんですけれども、地域においては、出生数が亡くられる方よりも少ない、いわゆる自然減、人口の自然減、そして転出される方が転入される方よりも多い、いわゆる社会減というのが続いているのが現状でございまして、また、近年は日本全体がもう人口減少の段階に入っているという、このような状況でございます。

このような中で、本市は、これまで人口はだんだん減ってくるという状況ではあっても、いわゆる合宿の聖地、スポーツ合宿などによる交流人口の増または自動車試験研究施設がありますので、それらによる交流人口の増、あわせて、士別、そして士別の市民の方々、いろんな地域の方といろんな関係、交流がございまして、そういったいわゆる関係人口と言われる方々の拡大も図ってきたということでもありますけれども、今話しましたように、国全体が人口が縮小しているという状況、そして地域においては少子高齢化というのがずっと続いているという状況を考えたときに、いま一度、移住定住政策というのをしっかりと組み直して、新たな考えもそこには取り入れていきたいということでございます。

その一つがナビデスクという考えでございまして、これにつきましては、士別に住みたいけれども士別はどういうところだといったような思いを持たれる方に、地域の魅力、そしてよさをしっかりと伝えていく。それとあわせて、そういう方々の視点に立ちながら、ここで生活することになりますと、自分の仕事はどうなるだろう、あるいは、お子さんたちがいらっしゃいますと学校の環境はどうだとか、あるいは病院、買い物に行くに当たって交通機関はどうだ、そして病院の状況、福祉の関係、それと雪のない地域から来られるということになると冬場の生活はどうなるんだといった、いろんな不安というか、そういったものもお持ちでしょうから、そういったことにしっかりと答えていけるような、そういった情報の出し方をしていきたいということを考えております。

そして、ナビデスクにおいては、市民の方あるいは各関係機関の方ともしっかり連携をとりながら、そして地方創生における包括協定を結んでいる金融機関というのもございますので、そういった方全体として、そういった移住を志す方をサポートする、あるいは移住された方をサポートするような体制を組んでいきたいというのが一つの考えでございます。

それと創生戦略課、これが今お話にございましたように、人口減少、空き家対策、あるいは地域公共交通というこれまでの秘書業務に加えてさまざまな業務を持つということで、しっかりと移住対策できるんだろうかといったことを御懸念されての御質問だと思いますけれども、士別の市民になっていただくということは、その方にとって必要ないろいろな市の行政の事業というのは市政全般にかかわってくると考えておりますので、創生戦略課が一から十まで全てを担うということではなくて、その方に必要な事業、各部署に分かれておりますけれども、そ

ういったことをしっかりとコーディネートしながらその方にお伝えできると、そういう体制をつくっていきたいと考えておりますし、そのためのしっかりとした組織体制、人員を配置していきたいと考えております。

基本的な考え方はそういうことでございますけれども、ナビデスクの具体のこと、あるいは今お尋ねのありました各課でそれぞれ移住定住にかかわっての施策、事業費等のお尋ねもございましたけれども、このことにつきましては、部長、課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 移住ナビデスクの考え方につきまして、私のほうからお答えを申し上げます。

西川議員からお話がありましたとおり、新年度から創生戦略課を設置するというところで、詳細な制度設計については、その創生戦略課が中心となって制度設計していくということになるかと思いますが、考え方といたしましては、本市への移住希望者、こういった方へのトータルで案内、支援をしていくという窓口という考え方があります。

そういたしますと、士別で暮らすということになれば、仕事はどうなるですとか、例えば住む場所はどうかということで、具体的な支援に結びつけるためには、例えば空き家バンクですとか職業紹介、そういった関係機関との連携というものも必要になってくるだろうと思っております。そういったものを一元的に情報発信できる、強化していくという機能がまず重要と考えますし、その定住に結びつけるためのきめ細やかなフォロー、こういったものも必要だと考えておりますので、そういった観点から申し上げますと、やはり、民間のお力もおかりした中で、機能を充実させていくべきだろうと考えておりました。そういう意味では新年度、本格的な議論に入って、年度内にはきちっと考え方、方針をまとめていくということで準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） 私から、移住定住政策として各分野において想定できる代表的な事業と予算規模について答弁させていただきます。

まず、子育ての分野では、多子世帯応援給付金を初め、乳幼児等医療費給付事業、ひとり親家庭等児童入学資金支給事業、母子保健事業、特定不妊・不育治療費助成事業、産婦健康診査・産後ケア事業などで、この6つの事業の予算額の合計は8,132万2,000円となっています。

次に、住まいの分野では、空き家対策事業を初め、住宅改修促進助成事業、住宅新築促進助成事業などで、この3つの事業の予算額の合計は3,526万3,000円となっています。

次に、仕事の分野では、雇用対策事業を初め、地域おこし協力隊活動事業、介護従事者新規就労定着支援事業などで、この3つの事業の予算額の合計は2,331万1,000円。

次に、公共交通の分野では、地域公共交通総合対策事業を初め、コミュニティバス運行事業、

遠距離等通学助成事業などで、この3つの事業の予算額の合計は4,249万5,000円となっています。

最後に、その他として、移住定住促進事業550万1,000円のほか、本市の魅力を発信する観光関連事業も想定できると考えています。

ただいま申し上げた事業の予算額の合計は、約1億8,780万円となっているところです。このほかにも移住や定住の促進に向けて活用できる事業は多くあると考えています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再度、確認の意味も含めて再質問いたしますけれども、ナビデスクのイメージをお伺いしたときに、新年度に入ってから、副市長、総務部長からの答弁では、民間活力、金融機関等の支援もいただく中で、来年度中にその体制をつくっていくという答弁と聞いたんですけれども、4月1日から用意ドンでやるというのは難しいかと思っておりますけれども、やはり新年度早々にしっかりと体制をつくっていただけるような、そんな意味も含めて、実際、場所のイメージとかも含めて再度質問したいと思いますのですが、お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 西川議員の再質問にお答えします。

現在、具体的な場所ですとか時期というのは決定しておりません。ただ、答弁で申し上げましたとおり、民間が例えば主体的にやっていただくということになりますと、その主体となる組織、これがどこになるのかということもこの議論の中には入ってくると思います。そういった意味では、例えば今後、立ち上げるまちづくり会社ですとか、さまざまな機関との連携を深める中で、そういったきめ細かい対応をしていく体制はどういった体制が一番いいのかということも含めて、私どもだけで決められない部分も当然あると思いますので、その連携をきちんと強めていながらしっかりとした制度設計をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） ナビデスクに向けた考え方については今いただきましたけれども、答弁の部分でも、言葉尻ということではないんですけれども、ともすれば、民間活力の、民間力を活用するとか、そういった関係機関との連携ということが、ある意味、また市としてのやっていくぞというところがどうも見えないような答弁かなと思うんですけれども、これはお答えは要りませんけれども、予算も大きく、体制も強化ということでいきますと、改めて市として、しっかりと移住定住に向かっていくんだという姿勢、再度確認をさせていただければと思うんですけれども、お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

最初に申し上げましたように、今の少子高齢化、そして日本全体の人口が縮小の方向に向か



うという中においては、やはり交流人口の拡大、これはもちろん大事でありますけれども、基礎的な移住人口、それを移住定住の促進によってしっかりと図っていくということも、これも極めて大きな課題でありますので、ナビデスクというのは、市全体で民間のというお話をさせていただきましたのは、市行政だけではなくて、土別市全体で取り組んでいくんだといったようなことをお話しさせていただいたと。ちょっと言い方が伝わっていなかったことは申しわけないと思うんですけども、そういうことでありますので、新しい戦略課も含めて、官民間問わずに地域挙げて外に向かって発信し、また地域内でのサポート体制を官民挙げて取り組んでいくと、常にそういう気持ちであります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 2つ目の質問をさせていただきます。超過勤務縮減プログラムについて質問いたします。

昨年3月策定の行財政運営戦略実施計画において、その取り組み事項である人材育成と働き方改革、子育てしやすい職場環境整備とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みにおいて、2020年度までに職員1人当たり超過勤務時間、月平均10時間以下を目指すとの実施計画の中でされているところでございます。この目標達成に向け、市においては、超過勤務縮減プログラムが策定され、昨年10月から、これに基づいて超過勤務時間の縮減に取り組まれているとお伺いしております。

そこで、本プログラムに基づく具体的な超勤縮減の取り組み内容と、取り組みから約5カ月でございますけれども、超過勤務時間の縮減、また人件費におけるこの実施の効果についてお知らせください。

国においては、2018年6月29日に可決成立をした働き方関連法により、長時間労働の是正に向け、時間外労働については月45時間、年360時間を原則とした上限規制がことしの4月実施されることになっております。これを受けまして、公務職場においても職員の健康保持や人材確保等の観点から、労働時間是正に向けた取り組みとしまして、国家公務員に係る人事院規則が改正をされています。これら改正労働基準法、人事院規則の改正を踏まえれば、地方公務員においても、土別市においても同様に超過勤務の上限規制を条例などによって制定することが必要だと考えますが、その部分についての市の考えをお伺いいたします。

長時間労働の是正は職員の健康保持に最も重要であるということはあるまでもありませんが、公務職場においては、人件費など財政への影響も大きいところであります。来年度予算概要においても、対前年予算比マイナス約36%、1,600万円の超過勤務に係る予算を削減する。また、ワーク・ライフ・バランスを実現していくということでございますので、最後にぜひともプログラムの着実な実施を求めるところであります。

さらに、長時間労働の是正、この効果として私が考えますのは、先ほど申し上げた職員の健康保持、財政への寄与だけではなくて、これに加えて、市役所職員の皆さんは、この地域においても貴重な人材でもありますので、仕事は効率よく、そして仕事以外の時間、仕事が終

われは、家庭生活はもちろんでございますけれども、地域活動にどんどん参加いただけるようになることを、そういった効果に対しても強い期待を申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） 私から、このプログラムの具体的な取り組みと実施における効果についてお答えいたします。

本プログラムは、長時間労働の抑制と総労働時間の短縮を図り、職員が心身ともに健康で持てる能力を最大限に発揮できる職場づくりを目的に策定しました。職員の意識改革を初めとする抜本的な時間外勤務縮減を目指したところであります。本プログラムの導入に当たっては、昨年9月に職員説明会を開催し、理事者からその趣旨を伝え、意識改革を図ったところです。

具体的な取り組みとしましては、計画的な業務の遂行を時間外勤務をしなければ処理できない場合には、事前に所属長へ申請することを徹底するとともに、長勤タグを掲げまして、他の職員にも勤務実態がわかるように見える化を図ったところであります。あわせて、10月以降の勤務時間の実績につきまして、毎月分を部局ごとに集計しまして、前年同月の時間数を上回った場合、庁議においてその報告を求め、各部局の現状を共有できる体制をとったところでございます。

また、時間外管理システムを昨年11月に導入しまして、時間外勤務の申請時間と実績時間を職員が入力し、その都度、職場長がそれらについて承認することで、職場長がこれまで以上に所属職員の勤務内容の把握に加え、勤務時間の集計がよりタイムリーにできますことから、健康面の影響も含めた業務の管理を徹底したところであります。さらに、本プログラムと同時に、行財政運営戦略に基づきまして、効果的で効率のよい会議を目指した会議改革ルールも導入したところでありまして、勤務時間の有効使用に努めたところであります。

これらの取り組みによりまして、昨年とはなかつたファイリング作業などの時間外勤務を除きまして、本プログラムを導入しました10月から1月までの実績は、昨年との比較で2,809時間、約26.7%削減となっている状況にあります。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私からは、働き方関連法に基づく超勤上限規制の条例制定及びプログラムの着実な実施についてお答えいたします。

まず、働き方関連法にかかわっては、民間企業における時間外労働の上限規制が導入され、本年4月から実施をされます。西川議員お話しのとおり、国家公務員においても人事院規則が改正されて、上限の制定がされたところであります。地方公務員においても、国家公務員の措置等を踏まえて、先月、その適正な措置を講じるよう総務省から通知があったところでございまして、こうしたことを踏まえまして、現在、この条例の改正に向けまして、市職労との協議を進めているところです。できるだけ速やかに条例改正案の提案ができるよう、今後も作業を進める考えであります。

次に、超勤縮減プログラムの着実な実施に向けてです。

これまで行財政運営戦略等も含めまして、適正な定員管理の取り組み、それから職員の健康管理の面からしても、この超過勤務をどういうふうに縮減していくかというのは大きなテーマとして捉えております。もちろんこれに向けては、計画的、効率的な業務を進めるということがまず前提として必要だと考えておまして、これまで行ってきた取り組みに加えまして、来月からは業務のスケジュール管理のシステム、これも導入する考えであります。庁内LANを用いまして、それぞれ締め切りが、どのような業務をどのチームがどのように進めているかということで、これも見える化することによって職場長もそれぞれの指示がしやすくなりますし、業務の繁忙に合わせた調整等も行いやすくなるということで、こういったこともあわせて取り組むことで、さらに取り組みを進めたいと考えておまして、西川議員御提言の、こういった超勤の縮減に伴う時間の活用という面で申し上げましても、自己研さんですとか地域活動への参画、こういったことも当然、市の職員として期待をしているところでして、そういったものもあわせて、今後もさらに取り組みを充実させてまいります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 1点再質問いたします。

今回、超過勤務縮減プログラムの中で、超過勤務をする側が事前申請をするんだという内容だとお聞きを今したんですけれども、そもそも超過勤務でいけば、やはり職場長、管理者が業務の命令をするものではないのかと思うんですけれども、今回の部分、先ほどありました条例制定の労基法改正に伴っての部分でいっても、労基法36条、36協定などは、いわゆる職場自体が超過勤務をさせることができるための協定という意味合いからすれば、言葉の部分なのかちょっとわかりませんが、申請でいけば許可すると。上司が仕事をしていいよと許可するという捉え方にもなるのかなと思うんですけれども、そういった部分で、いわゆる既存の制度などについては問題はないものなんでしょうか。言葉として使っているのであれば、そうなんですけれども、聞こえ方によっては、ある意味、担当側がこういう業務がちょっと時間がかかりまして、残って仕事をしていきたいんですけれどもよろしいんでしょうかという申請という聞こえ方をするものですから、その部分について、どういった部分で今までの超過勤務命令から申請という形になったのかの経緯についてお聞かせいただければと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 超過勤務縮減プログラムにおきましても、最終的に職場長が超過勤務の命令を出しているという点については変わりございません。

ただ、西川議員御指摘のとおり、例えばその日の中でも急に業務が、例えば報告の、あすまで期日のメールが届いたと。当然そういうことがあるというのは御理解いただけると思うんですけれども、そういった点も踏まえて、基本的には事前に、いつまでにどういう業務をするというのを上司に報告するというのは、業務する上では当然だと思っておりますので、ではその

業務はこのチームでいつまでにやるということを基本に、ある程度、先を見通した業務の進め方、それに沿った超勤命令を出すというのが基本になると思いますが、日々状況は変わるということを考えますと、思ったとおりに進んでいない、もしくは急遽案件が入った、これは当然上司に報告して、超過勤務をしなければ期日に間に合いませんという報告を受けた上で超過勤務命令を出さなければならないということから、もしかすると申請という意味合いが、少し言葉が不適切になるかもしれません。意味合いとしては、そういう報告を受けて職場長が命令を出すという形に変わりはないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、西川議員の質疑を終了いたします。

7番 谷 守議員。

○7番（谷 守君） 平成31年第1回定例会に当たり、通告に従いまして大綱質疑をさせていただきます。

本定例会初日、市長の市政執行方針にもありましたが、新年度に進める施策や事業は、具体的にはまちづくり総合計画の基本目標に沿って進めていくように述べられておりましたので、私も基本目標に沿って、健やかで豊かな心育むまちづくりと魅力と活気あふれるまちづくりの2点の分野の項目について、それぞれ大綱質疑をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、1点目の健やかで豊かな心育むまちづくりの基本目標関連についてお聞きいたします。

まず、この項目での大半を占めるであろう民生費の予算についてお聞きいたします。歳出の民生費31年度の予算額は、対前年度予算額と比べ約3億9,400万円、10.4%減の予算額となっております。各会計予算説明資料によりますと、約19項目にわたりその増減内訳が記載されておりますが、この減額となった主要因をどう捉えられているのか、まずお知らせいただきたいと思います。

加えて、予算額が減少したことにより、今までの継続事業で廃止となった事業はないのか等、その影響についてもあわせてお示しいただきたいと思います。

そこで、健やかで豊かな心育むまちづくりの保健・健康づくりの項目についてであります。市政執行方針の中では、地域の健康づくりを担ってきた保健推進員の制度は30年度をもって廃止となる記載がありました。この事業は民生費ではなく衛生費の予算組みとなるようですが、今年度をもって廃止となる理由や背景等について、まず説明いただきたいと思います。

次に、福祉・介護・社会保障についてです。住みなれた地域で安心して最後まで暮らせるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援などのサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け構築できるよう、本市でも4月から地域包括支援センター業務を包含した地域包括ケア推進課として名称を変え、新設されることとなりました。かねてより、この構築に向け、より積極的に推進できるよう地

域包括ケアシステム推進課の新設を議会でも提案した私にとっては、今後の取り組みに大いに期待するところであります。

次に、敬老バス乗車証交付事業についてお伺いいたします。この事業は、士別市地域公共交通網形成計画の中で計画されている事業であり、高齢者の外出支援を図ることを主目的として事業が展開されているところであります。

そこで、平成31年度より事業拡大ということで、その対象年齢を現行の74歳から70歳まで引き下げ、利用料を1乗車100円、障害者の方は50円とするように計画されております。ここでお尋ねしたいのでありますが、まず対象年齢がなぜ70歳となったかということでありまして。昨年までの説明資料などでは、その理由として、運転免許返納者の増加、2つ目として高齢化の進行に伴う交通弱者の増加による対応とされております。しかし、自分の知る限り、この世代の方、70歳からの世代の方で運転免許を返納されている方が実際にいるのかどうか。元気な方がほとんど見受けられます。実際に士別警察署管内でこの世代の返納があるのか。国の動きとしては道路交通法を改正し、70歳以上の高齢者を対象に認知症検査や高齢者講習を義務化し、運転免許返納者をむしろ助長する取り組みを進めてはおりますが、果たしてそれが過疎地域で当てはまるものなのか。裏づけできる根拠等、資料があればお示しいただきたいと思っております。

次に、この事業は、予算概要等によると拡大事業ということで、31年度予算額として2,135万8,000円が予算計上されております。ところが、前年の30年度の予算はこれより約700万円多い2,844万1,000円となっております。本市が実際に負担する事業費が減っても、利用者から実際にもらう利用料金を相殺して総額の事業費は拡大するという意味合いだろうと思っておりますが、では、実際に31年度から有料化することによって利用料の総額等が幾らと見込んでおられ、それにより事業費の総額が幾らになるのか、また、100円とした積算根拠や数値等をお示しいただきたいと思っております。

次に、この有料化によっていただいた利用料は、昨年の第4回定例会までの議論ですと、持続可能な公共交通の実現のため、その利便性を向上させる目的に使用するというものであります。副市長の答弁の中でも、現在策定中の公共交通網形成計画にあわせ、上士別や多寄などのデマンド化を検討しているとの答弁でありました。

そこで、この公共交通網形成計画は、既にパブリックコメントも終了し、計画もでき上がっていると思っておりますので、利便性向上の具体策としてはどのようなものがあるのか、お聞きしたいと思っております。

文教厚生常任委員会では、この議会でも報告しましたが、昨年、愛知県豊明市の行政視察を行いました。豊明市では、高齢者が外出したくなるまちづくりを積極的に進め、過去5年間で平均35%増大していた要支援1、2への介護給付費の伸びを2.2%に圧縮し、その抑制額を約1,200万円と試算し、大幅に介護給付を抑えることに成功しているということをお伺いしました。これらの主な取り組みの一つとして、豊明市では公的サービスに頼らず、民間の温泉施設の無料バスで温泉に通うことを行政主導の中で高齢者に勧め、それによりお年寄りが外出する機会

が増え、週1回のデイサービスよりもその取り組みのほうが高い効果が伺えるという報告でありました。

最後になりますが、私は昨年の予算審査特別委員会でも敬老バス乗車証交付事業についてお伺いしました。そのときの趣旨も、この制度が持続可能な事業となるよう取り組んでいただきたいという意味で質問をさせていただきました。本市は、健康長寿日本一の取り組みのもと、さまざまな健康づくりの施策にて、総じて介護給付費の伸びも豊明市と同じく抑える取り組みにつながっていることは十分承知しているところではありますが、豊明市のように公的保険外サービスの活用にて温泉無料バスで高齢者の外出支援に成功している事例もありますことから、今回の敬老バス事業を有料化することにより、逆に今後、利用者が減り、持続可能でない事業とならないことを切に望み、以上まで述べたことについて本市の御所見をお伺いし、最初の質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 私から、民生費の減額となった主要因及び廃止となった事業、また、保健推進員制度廃止にかかわる理由や背景、地域包括ケア推進課新設、本市の健康づくり施策の状況、敬老バス有料化後の展望について答弁申し上げ、敬老バスの対象者の拡大理由や事業の内訳、利用料を100円とした根拠等については介護保険課長から、公共交通網形成計画における利便性向上の具体策については総務部から御答弁申し上げます。

まず、民生費の減額となった主要因につきましては、本年4月に開設いたしますほくと子どもセンターにかかわる整備事業費となっております。今まで継続事業で廃止となった事業、またその影響についてでございますけれども、障害のある子供の放課後等の居場所につきましては、新たにほくと子どもセンターに併設した放課後等デイサービスの事業を開始するため、土別小学校の1室で行ってございました日中一時支援事業は廃止いたしました。これにより定員が5名から10名となるほか、児童相談支援センターを併設いたしますことから、より効果的な療育支援を行うことができるものと考えております。

また、ほくと子どもセンター開設によりまして、ほくと児童館及び福祉会館、西児童センターの管理運営事業は廃止となっております。

続きまして、保健推進員制度が今年度をもって廃止になる理由や背景についてです。

この制度につきましては、昭和43年厚生省通知、市町村母子保健事業の実施についてにおきまして、地域住民の健康増進と疾病の早期発見を目的に、昭和44年、母子保健推進員を設置したことに始まりまして、昭和50年代に入り、成人病予防のための一次予防の推進が施策化され、昭和53年、国の第1次国民健康づくり対策を受けて、住民全体を対象とした現在の保健推進員に改められ、自治会の推薦を受けて市が委嘱しているところであります。

この保健推進員の業務につきましては、市が実施いたします各種健診、保健指導、健康相談、健康教育などの周知と、かつては乳幼児健診の補助や家族台帳をもとに住民の健診受診状況を把握しながら、受診勧奨に努め、地域と行政との連絡調整役を担っていただいております。

近年に入りますと、個人情報保護が強く求められるようになりまして、保健推進員さんに対する世帯情報や受診情報の提供が難しくなりました。この結果、保健推進員さんからも活動の難しさに関する声が聞かれるようになり、最近では研修会への参加や健康づくり教室の周知が主な活動となっているところです。

また、自治会においては、会員の減少と高齢化が進む中、保健推進員の選出が困難な自治会も増えてきており、実際に保健推進員のいない自治会も出始めている状況であります。また一方では、平成27年度から導入いたしました地区担当保健師制度、これにより健康学習会などを通じて、この間、自治会との連携を深めてきており、地域の中に地区担当保健師が定着しつつあります。こうした中、昨年11月ごろから複数の自治会から次期の保健推進員について推薦ができないとの相談が寄せられたため、既に人選に入っている自治会もあるとは思いましたが、12月に今後の地域の健康づくりのあり方について自治会長様にアンケート調査を実施いたしました。その結果、7割を超える自治会長様から、今後については自治会からの保健推進員の選出をやめ、市が直接地域と連携して取り組むのがよいという回答をいただいたところです。

これらを踏まえまして、現在、保健推進員に担っていただいている活動につきましては、今後、地区担当保健師による対応が可能であるということで判断いたしまして、改選期である今年度をもって、市が委嘱する保健推進員を廃止することといたしました。

本市では、健康長寿日本一を目指しまして、健康長寿推進条例を平成31年度から施行いたします。条例におきましても、市と自治会の協働による健康づくりもしっかりとうたっておりますことから、これまで以上に自治会との連携を図り、各地域における健康づくりの取り組みを進めてまいります。

続きまして、地域包括ケア推進課新設についてであります。第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の柱となっています地域包括ケアシステムの構築に向けましては、これまでも地域包括支援センターが中心となりまして、医療と介護の連携、介護予防事業、地域支え合い活動の促進、認知症ケア対策、権利擁護の体制づくりなどを進めておりますが、特に地域医療の連携体制や地域福祉の推進は極めて重要な課題となっています。

そのため、今後、地域医療を担っている市内開業医や診療所、地域福祉を担う社会福祉協議会など、多くの関係機関の協力を得ながら協議を進めていく必要があります。これら業務を担う地域包括支援センターの充実強化を図るため、センター業務を包含した地域包括ケア推進課を新設し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、本市の健康づくりの施策の状況についてであります。本市の介護予防事業は、いきいき健康センターでの各種事業のほかさまざまな施策を行っていますが、ふまねっとサロンや本年4月から実施する高齢者への買い物の同行サービスなど、公的サービス以外の市民が主体となった介護予防活動や支え合い体制も進んでいるところでありまして、今後も住民同士の支え合い活動を通じた健康づくりも進めていく考えであります。

谷議員からお話のありました豊明市のような取り組みにつきましては、広大な行政面積を有

する、また、民間事業者等の社会資源が少ない本市では現状では難しい状況にはあるものの、公的サービス以外の取り組みを促進するという事は、今後の健康づくり、とりわけ地域包括ケアシステム構築には重要なことと認識しているところであります。

有料化することにより利用者が減り、持続可能でない事業とならないかということについては、この敬老バスの対象年齢の引き下げ、また有料化を伴う公共交通網につきましても、高齢者が介護予防活動はもとより、買い物や通院等の外出に支障が生じないよう利便性の高い公共交通網の整備を目指し作成しておりまして、検討に当たっては、庁内の公共交通支援策を所管する部署で構成するプロジェクトチームでの協議のほか、中央、上士別、多寄、温根別、朝日の5地域で開催した地域との意見交換会、公共交通活性化協議会での審議、さらには老人クラブ交流会に参加いただいている31の老人クラブの会員を対象とした意見交換会など、さまざまな市民の御意見を聞きながら進めてきたものでありまして、今後より多くの高齢者に敬老バス事業を活用して利用いただけるものと考えているところであります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 松ヶ平介護保険課長。

○介護保険課長（松ヶ平久美子君） 私から、敬老バス乗車証交付事業につきましても、対象年齢を70歳からとした設定理由と事業費の関連についてお答えいたします。

まず、士別警察署管内等での免許返納の状況ですが、初めに旭川地方方面本部での70歳から74歳の免許の返納状況は27年度では300人ですが、29年度では348名と増加をしております。

また、士別警察署管内の免許の返納状況ですが、全体では27年度が26人、29年度では50人が返納となっております。本年度は2月末までの状況ですが、46の方が返納をしております。年齢別の返納状況が、本年度のみではありますが、60歳代の方が3人、70歳から74歳の方が3人、75歳以上の方が40人であり、うち女性の返納者は70歳以上の方で、約半数の20人が返納しているとお聞きをしております。

さらに、29年度の警視庁の統計による全国の免許保持率なんですけど、65歳以上の保持率は22.1%であるのに対し、70歳以上では12.8%で、特に女性の70歳以上の保持率が9.3%と1割以下となっております。

また、士別警察署管内の30年1月から12月までの人身事故の状況が21件中、65歳以上の方の事故が10件発生しておりまして、その7割が70歳以上での発生となっております。

国は免許返納を助長していますが過疎地域に当てはまるものなのかということですが、市民意見としまして、29年度に策定しました第7期計画の65歳以上を対象としましたアンケート調査では、敬老バスに関する自由意見196件中、年齢引き下げを望む意見は7件でしたが、敬老バスの存続を望む意見が133件あり、昨年実施しました地域や老人クラブとの意見交換会でも、有料化とあわせ、年齢引き下げに関しても反対意見はなく、70歳代からは冬期間の自家用車の運転は怖いといった意見ですとか、温根別、朝日に在住の方からは、車の燃料代を考えるとバスのほうが安ければ利用したいですとか、敬老バスの対象となればバスを利用したいといった



意見など、敬老バスの年齢引き下げについては多くの賛同意見がございました。

さらに、昨年市長への手紙においても、高齢ドライバーの運転免許自主返納のきっかけづくりとして、年齢引き下げをとの要望があったところです。

また、ひとり暮らしの女性世帯は、28年度では1,377世帯、29年度では1,400世帯、本年1月末現在では1,438世帯と年々増加していることもあり、高齢女性の方からの敬老バスの年齢引き下げを望む声を多く聞いているところです。これらの意見や免許返納者の状況、免許保持率、人身事故の状況、市民の意見などから、本市における高齢者の安全・安心な外出支援につながると考え、年齢を引き下げ、70歳としたところです。

事業費、利用料の見込みにつきましてですが、現行の登録率、70歳の免許保持率等を勘案し、70歳以上の敬老バスの対象者約5,600人の約62%に当たる約3,500人の登録を想定しまして、年間約12万3,500回の乗車数を見込み、敬老バスの委託料3,264万3,000円と乗車券の印刷費等26万3,000円を合わせ、3,290万6,000円の総事業費を見込んでおります。また、利用料としましては、乗車数の12万3,500回をもとに1,154万8,000円を見込んでおりまして、総事業費3,290万6,000円から利用料を差し引きし、31年度の予算額は2,135万8,000円としたところです。

100円とした積算根拠についてですが、過去5年間の平均事業費2,770万4,000円を平均の乗車数10万8,800回から割り返しまして、1乗車当たりの平均利用金額が255円となり、その約半額を御負担いただくという考えのもと、意見交換会の際でも出されておりました料金箱への投函時のことも考え、ワンコイン等利用しやすい金額にしてほしい等の意見も踏まえまして、高齢者にわかりやすく、また利用しやすい100円としたところです。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） 私から、利便性向上の具体策と持続可能な公共交通の考え方について答弁申し上げます。

利用向上の具体策の1つ目として、路線バスを活用した通学手段の確保です。西小学校統合に伴うスクールバスの新設について、市内循環東西回り線を通年運行させ、西地区の児童が通学に利用できるよう路線の見直しを行うものです。また、東西回り線の通年運行に加え、スクールバスに一般利用者が混乗可能とすることにより利便性の向上を図るものです。東西回り線については、これまで11月から3月までの冬期間のみの運行となっており、春から秋にかけての運行がなく、地域住民から買い物や通院のため、通年運行を望む多くの意見があったところでもあります。費用については、スクール線委託料として306万8,000円を計上しており、これに加え、路線バスの運行費用に対する補助金を毎年12月議会で補正しているところでもあります。

利便性向上の具体策の2つ目として、農村地区における予約運行型乗り合い交通、いわゆるデマンド化への転換です。農村地区を運行する路線バスについては、利便性を確保しつつ効率的なバスの運行を進めるため、デマンド化を導入します。まずは上士別地区において、本年4月の導入を予定しておりまして、予約による運行のほか、上士別停留所から成美、大和方面の

路線上であればどこでも乗降できるフリー乗降を導入することにより利便性の向上を図ります。また、多寄地区においても来年の4月からのデマンド化を検討しております。住宅からバス停までの距離が遠く、利用に不便を生じている方への対応として、デマンド化にあわせて運行範囲の拡大も検討しているところであります。費用については、デマンド化は予約がない場合は運行しないものの、対象エリアを拡大したときは運行費用が増加することになります。本年4月からデマンド化する上士別地区の運行費用は、本年12月議会での補正予算上程を予定しているところであります。

そのほか検討中の事業も含めて、立地適正化計画における居住及び都市機能誘導区域の考え方を考慮して、中央市街地において居住地と都市機能を回遊する利便性の高いバス路線を構築するため、経路やダイヤの見直し、それから、まちなか交流プラザの供用開始にあわせてバス利用者が市内を周遊しやすくする方策を検討しているところでもあります。市内周遊を促すために、士別軌道では循環線の一日乗車券の導入も検討されているところであります。

さらには、朝日地区における貨客混載事業の継続とあわせて、他地域への導入拡大や朝日地区で実施予定の買い物支援サービスについても導入地域の拡大も含めて、利便性向上の手段として検討しているところであります。

また、運行時刻や観光情報など、利用者に配慮したわかりやすい公共交通マップの作成も新年度において予定しているところであります。

最後に、持続可能な公共交通の考え方についてです。

本市における公共施策に関連する支出額は平成29年度で約1億円となっておりまして、過去8年間で約1,000万円増加している状況にあります。特に路線バスにおいては、燃料費の高騰や国の補助の減少が懸念されるほか、利便性向上の取り組みを進める一方で人口減少に伴う利用者の減少が見込まれています。公共交通網形成計画の策定に当たっては、本市の財政状況も鑑み、交通関連施策の全体経費を抑え、将来にわたって公共交通を維持していくことが必要であると考えておりまして、有料化に伴う本市の負担の削減分については新たな公共交通施策の展開のほか、路線バスの維持など公共関連施策全体に広く活用する考えであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） 最後の敬老バス乗車証交付事業について何点か確認したいと思います。

数字や何かをざっといろいろ早く言われたので、ちょっと確認をしたいんですけども、まず最初に、拡大事業という内訳でありますけれども、既存で手数料をいただく分の利用料、これが70歳以上の乗車数が約年間12万5,000乗車を見込んで、金額にすると約1,200万円前後になるんだと。それで、31年度のこれに係る総事業費というのが3,290万6,000円であるので、前年の2,844万1,000円よりも、計算すると450万円ほど増えるので、本市が負担する事業費は減っても、総体的な拡大事業だということによろしいんですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 松ヶ平課長。

○介護保険課長（松ヶ平久美子君） 金額的なものばかりではなく、70歳ということで年齢を拡大したということも踏まえましての拡大という状況でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） そこで、また確認でありますけれども、そのいただいた利用料の使用方法ということで、総務部のほうから、最後、総体的な公共交通の利便性を高めるということであったと思うんですけれども、ちょっとこれは何というんでしょうか、敬老バス事業というか公共交通網形成計画の中の一つの事業として、敬老バス事業、これがあるかと思うんですけれども、この公共交通網形成計画というのは、今月中に新たなものができ上がると思うんですけれども、それよりも先行して、先に上げる利用費、その一部分の敬老バス事業費、敬老バス事業がひとり歩きしているというわけではないんですけれども、先にその分の利用料が100円ずつ取るということにはなっているんですけれども、それは総体的な上位計画が決まらないまま利用料は決まっているということではあるんですけれども、いただいた約1,200万円程度のものは色づけきれないで、総体的な1億円の枠の中に入っていくということだろうと思うんですけれども、利用している今までの方、既存の利用している方への説明は、老人クラブやなんかで特に反対意見はないということであったわけでありましてけれども、今まで無料だったものをそのまま100円かかるんだということに対しては、70歳まで引き下げたとかいろいろありますけれども、単純に公共交通網、要するに持続可能なものにするために利用者の負担ももらうんだということを前提に言ったほうが僕ははっきり言ってわかりやすいと思うんですけれども。

その中で、今までの説明の中では、そういうデマンド化だとかいろいろな、金額は確定していないけれどもそれに向かうということなんですけれども、でも、その一方で、もらう金額がはっきりしているんだけど、それに対して全部使うというのは、なかなかまだ確定していないものに対して使いますよというところの、この前後するところがあつたとしても、その辺が、仮にそれであれば、デマンド化が上土別で今年度利用を予定しているということで、来年からは多寄も利用するというので、それで、またそれ以降、利用料を上げるのかだとかという議論にならないのかどうなのか。その辺もちょっと含めて確認したいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 敬老バス乗車証の有料化については、現在策定中の公共交通網形成計画の中の一つの事業として、谷議員お話のとおりうたわれているところであります。また、本年3月をもって失効する現計画、公共交通網連携計画という計画があるんですけれども、その中にも敬老バスの有料化について検討するといった文言がございました。我々は、その計画に基づきながら数年前から有料化に向けて保健福祉部と連携しながら取り組みを進めてきているところです。

意見交換会や老人クラブへの説明の中では、敬老バスは有料化になりますけれども、このまま引き続き、農村部ですとか市街地において路線バスを運行していくといったような説明もし、できる限り利便性の向上に努めていくといったような説明もしているところです。

今後、例えばデマンド化を拡大していくことによって、事業費がちょっと今の段階で推計できませんけれども、拡大になった場合については、敬老バスの運賃を例えば上げるだとか、そういうところまでは、私ども今の段階では想定していないといったようなことでございます。以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） いずれにせよ、この本題の結論というのは、自分はこの敬老バス事業というのを存続可能な、いつまでも持続可能なものにしていただきたいという趣旨でお話しているのでありますので、今後、有料化することによって、また後の進捗状況というのはきっと福祉部で把握はしていくかと思うんですけれども、決して有料化していくことによってデメリットが多くなることのないようにしっかり注視していただきたいと思うんですけれども、そういうことを要望して、質問を終わりたいと思います。

それでは、2点目は市政執行方針の魅力と活気あふれるまちづくりの基本計画、商業・工業の関連についてお聞きいたします。

まず、その前に31年度予算で歳出商工費の予算額が約8億1,800万円、対前年予算額より3億4,700万円、実に73.8%増の計画となっておりますが、この主要因についても先ほどの民生費と同じく確認したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

加えて、商工費総体の予算額は前述のとおり対前年に比べて増加しておりますが、一方で、昨年までの継続事業等で廃止した事業があれば、これも同じく参考までに教えていただきたいと思ひます。

ところで、これに関連して廃止した事業ではないものの、事業規模が減額となった住宅改修促進助成事業などは、昨年より事業予算が500万円減額となり、総額で2,500万円に減少となりました。この事業は、昨年より助成対象を50万円以上の改修工事にも対象となるよう事業を拡大し、制度の充実を狙ったものであります。長年、地元建設業者や地元経済発展に寄与してきた事業であると承知していることから、当該事業が減額することとなった背景やそれに伴ってその与える影響などが無いのかどうか、これらのことについて考えをお知らせいただきたいと思ひます。

次に、これに関連する市政執行方針のうち、時代の変換による企業ニーズに対応し、地域の特色ある資源を生かした商品開発、起業化につながるよう中小企業振興条例の見直しを行うと述べられておりますが、これは具体的にどのような見直し策等を検討されているのでしょうか。私は、これまで中小企業振興条例について、この議会でも時代に即応したものという提案を幾度かさせていただいております。したがって、今後の展開について大いに期待していることから、現段階でのお考えやこれまでの経過などをお聞きするところです。

次に、事業継承支援事業についてお聞きいたします。商工業の課題の一つである事業継承について、事業継承検討委員会を中心に、円滑な支援や相談体制の確立を図るよう、引き続き官民一体となって調査・研究を進めていくよう新規事業として予算措置がされておりますが、こ

の委員会の構成や事業内容等について、詳細をお知らせいただきたいと思います。

最後に、まちなか未来計画についてです。市政執行方針では、中心市街地においては、人の顔が見え、居心地のよい空間を目指し、商業の活性化や観光ニーズへの対応、空き家・空き地対策など、あるべき将来のまちの姿を示す、まちなか未来計画を策定しますと述べられております。この事業は、31年度予算概要の中でも地域振興基金を財源として予算計上されているところですが、現在計画が進んでいる（仮称）まちなか交流プラザの整備事業に伴って、将来の中心市街地活性化などを目的として計画されたものであると推察するところでありますが、この事業の内容等についてもお知らせいただきたいと思います。

以上お聞きいたしまして、私の大綱質疑を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 徳竹商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

まず初めに、商工費の増加した主要因というところではありますが、（仮称）まちなか交流プラザ整備費、こちらは中心市街地活性化事業といたしまして3億5,342万2,000円、こちらのほうを計上しているところが増加となった主な原因となっております。

この増加のほかに、中には減額になっているものもあります。今お話のあった住宅改修のところで500万円ですとか中小企業振興条例の中で100万円、また、観光誘致のところで、本年度策定をしております観光基本計画の関係ですとか、観光パンフレットの作成等々の減額がありまして、最終的には商工費といたしまして3億4,743万8,000円の増となったところでもあります。

続きまして、昨年までの継続事業の中で31年度廃止する事業があるかないかというところではありますが、こちらのほうにつきましては、中小企業振興条例促進事業費の中で、昨年度まで5年間にわたり実施をしておりますにぎわい市場については、実行委員会のほうから31年度については実施をしないということでされておりますので、31年度の予算からはなくなっているというところでもあります。

続きまして、住宅改修促進助成事業の減額についてでございますが、昨年、50万円以上100万円未満というところで、10万円という項目を新設をしております。30年度の予算につきましては、この50万円以上100万円未満の部分につきましては100件、1,000万円の事業を見込んでおりますが、この2月末までの実績といたしまして24件、今年度末の実績見込みといたしまして25件と想定しております。そのことから、31年度の事業につきましては、予算については50件、500万円とし、対前年比500万円のマイナスと予算計上しております。100万円以上の工事で20万円の助成というものにつきましては、今年度末の実績見込みが95件ということで、こちらは30年、31年ともに同額といたしまして100件分、2,000万円を計上しているところでございます。

50万円以上100万円未満の部分が約100件から50件の予算計上となっているところへの利用者の影響というところにつきましては、実績を勘案しながらの31年度の予算計上としております。しかしながら、利用者が増えてくるということがあれば、当然それは50件分という頭打ちとい

う想定をしているわけではなく、補正等も含めて対応していきたいと思っておりますので、影響についてはないものと考えております。

最後に、私のほうからは、事業承継に係る検討委員会の構成についてであります。平成28年4月に、市内の3金融機関、北海道銀行、北洋銀行、北星信用金庫と商工会議所、朝日商工会、そして行政という形で検討委員会を設立してきているところでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私から、初めに中小企業振興条例の見直しに係る部分についてお答えをさせていただきます。

これまでも中小企業振興条例につきましては、本市における中小企業の自主的な経営努力を助長し、企業の近代化の促進を図るため必要な助成を行ってきております。また、その育成振興を図ることを目的に利用していただいていると考えております。

これから行う見直しにつきましては、いわゆる議員のおっしゃられるように、時代の変遷による企業ニーズに対応すべく、人材育成、それから、担い手不足の対策、開業支援の拡充などのほかに、空き店舗が目立っておりますので、そういった利活用を一層促進するという支援策を含めて見直しを行ってまいりたいと考えております。見直しにつきましては、市内事業所の御意見を幅広くお聞きをいたしまして反映できるように、商工業振興審議会または関係機関と議論を深めながら進めてまいりたいと考えております。

それから2点目、事業承継の事業内容等々についてですけれども、これまで事業承継検討委員会というものを設置をいたしまして、関係機関との連携強化または情報共有を図りながら円滑な事業承継に向けて官民一体となって支援、相談体制を確立するという目的で進めてきております。

28年度には、中小企業それから小規模事業者向けのセミナーを開催したり、29年度においては、市内664事業所へアンケートを送付いたしまして調査を行ってきております。383事業所から回答をいただいているところなんですけれども、今年度については、それらアンケート調査結果にて、さらに状況の確認が必要という部分で見受けられる事業所、または未回答の事業所など、143件に対しまして訪問調査等々を行ってきております。

次年度につきましては、これらの調査、訪問結果をもとにしまして、先進事例なども参考にいたしまして、中小・小規模事業者の円滑な事業承継に向けて、ニーズに合った情報提供等の実施や施策、支援策の検討を行ってまいりたいと考えております。

具体的な事業承継の手続等につきましては、これらについては専門家であります金融機関等々で進めるような形になろうかと思っておりますけれども、そういった中で、今後もこの事業承継について取り組んでまいりたいという考え方でございます。

私からは以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君） 私からは、まちなか未らい計画事業についてお答えを申し上げます。

この計画の策定するに至った経過であります。現在の中心市街地におきましては、人口減少や消費の多様化、広域化が進んでおきまして、それらの影響もあって商店の数は減少傾向にあるところであります。あわせて、空き地、空き店舗の増加によって、土地や建物の活用密度が低下するなど、中心市街地のにぎわいの低下が課題となっております。

こうした状況から、これからのまちづくりに関しては、それらまちづくりに関連する計画の担当課がそれぞれの情報を共有して、個別計画とそれらを総括した計画の策定が必要と考えたところです。個別計画、個別事業におきましては、立地適正化計画、公共交通網形成計画、関連事業につきましては、（仮称）まちなか交流プラザの整備、駅舎・駅前再整備などがございます。これら関連する計画などを多角的に連動させ、整合性を図り、面的に魅力ある商業空間の形成や居心地のよい交流の場の創出などの方針を定めていきたい、また、中心市街地のあるべき将来の姿を示す計画がまちなか未らい計画となっているところです。

現在、その対象区域については都市計画区域内の用途地域がございまして。その中で商業区域、近隣商業区域を中心に、立地適正化計画で定めております集客力のある都市機能施設を誘導します都市機能誘導区域を含めて計画範囲を設定してまいりたいと考えております。現在、作業は進められております。今年度については実態調査ということで、新年度の策定にかかわる基礎資料として調査を進めているところであります。

この計画の策定につきましては、企画課、商工労働観光課、土木管理課、建築課の4課が課長職を中心に担当職も含めて協議を進めているところではあります。専門的見地からの意見を伺うということで、学識経験者の北海道大学大学院工学研究院建築都市空間デザイン部門教授の森傑教授にも参画をいただいております。森教授におきましては、現在建設が進められております本庁舎の評価選定委員会の委員長としても御尽力をいただいた方でありまして、まちづくりに関しては、人口減少時代における計画論の研究を行っており、実践をされている方でございます。森教授と実際に私たちの提案などを打ち合わせしながら、協議をしながら、森教授からの御意見もあり、それらをまとめていくという策定の手順になるかと思っております。

計画期間についてはまだ定めてはおりませんが、まちづくり総合計画の実行計画4年間、展望計画4年間で踏まえ、各個別計画また個別事業の今計画されている年度もございまして、それらと整合性を図りながら設定をしてまいりたいと思っております。

新年度におきましては、具体的にこれからまちづくり会社が設立されるという予定にもなっておりますので、そちらとの協議、打ち合わせ、また意見交換、また関係機関の御意見などを伺いながら、官民連携による中心市街地のにぎわい創出に向けた計画策定になるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、谷議員の質疑を終了いたします。

まだ大綱質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

---

(午前 1 時 3 4 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

2番 真保 誠議員。

○2番（真保 誠君） 通告に従いまして大綱質疑をさせていただきます。

初めに、平成30年3月に策定され、2018年度を初年度に2025年度までの前期4年、後期4年に計画されました士別市まちづくり総合計画の中から質問をさせていただきます。

昨年3月に同じく策定された士別市行財政運営戦略は、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりを基本理念としてスタートしたまちづくり総合計画の着実なる実行のための戦略と趣旨が説明されています。この行財政運営戦略にうたわれている4つの基本方針の中で、1つ目の時代の変化に対応できる行政組織の構築と事務の効率化があります。その中で人事評価制度の実施についてですが、昨年3月予算審査の大西議員の質問に対する答弁で、人事評価は、2019年は管理職のみ実施、2020年には対象を一般職に広げるとありました。このスケジュールは確実に進んでいるのでしょうか。人が人を評価することは、非常に公平性や客観性が求められ、ともすれば評価される側との確執や働く上での戦意というか、やる気の影響が懸念されます。一般企業ではよくあることではありますが、非常にデリケートなことですので慎重に進めていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

加えて、総合計画の各種施策を実行するための業務プロセスの進捗状況、進行管理の実施状況をお伺いします。

次に、同じ基本方針の中の3番目に地域力との連携があります。市民や多様な各種団体と行政の連携の強化、協働による事業運営とあります。ここ直近の諸案件を見ると、まちなか交流プラザの法人設立の遅延の件やごみ有料化に伴う手数料設定に関する件、また、敬老会でのお祝い金の金額の減額設定など、行政との連携どころか市民や各種団体、議会を軽視しているところとらわれてもいたし方ないよう見受けられますが、いかがでしょうか。

財政状況が悪化し、この先、本市の財務事情は市民や各団体等は重々承知しているのも事実であります。ごみ有料化には賛否があるのでしょうかけれども、あまりにもちょっと時間的余裕がなかったり拙速過ぎたりすると、行政の動きの悪さに意見する市民が多いのも事実であります。この辺は、行政側はいかにお考えなのかもお尋ねしたいと思います。

また、基本方針ではありませんが、戦略の中に、運営戦略の推進体制として行財政改革推進会議と行財政改革懇談会の実施とあります。これらの詳しい内容について御説明をお願いします。



この質問の最後ですが、牧野市長がいつも公言されている、健康長寿日本一、子育て日本一、個性あるまち日本一とあります。この日本一の意味合いについて、私はちょっとよく理解できません。各種関係条例等が制定され、環境の整備、改善に本市が力を注いでいることは重々承知しておりますが、何をもって日本一と語られるのか。大変認識不足で申しわけありませんけれども、御説明をお願いいたします。

以上、土別市まちづくり総合計画の初年度を終えるに当たり、統括し、御答弁をお願いいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） 私から、人事評価制度並びに行財政改革推進会議と懇談会の内容について御答弁申し上げます。

まず、人事評価制度のスケジュールについてお話がありましたが、お話のとおり、今年度については人材育成や組織力向上を図り、市民サービスをより向上させる制度となるように、その構築期間としたところであります。2019年度には管理職、2020年度には全職員を対象に導入するスケジュールで、この2月には管理職と係長職に対して制度の説明会を開催したところあります。人事評価については、その制度の理解を深めること、納得性を高めること、これらが重要であると考えておりまして、研修を重ねる中で段階的に導入する考えにあります。議員のお話のとおり、公平性や客観性を持った評価が必要であるとともに、目標設定などの研修、評価者研修、これらの研修を重ねる中で制度の定着に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、行財政改革推進会議についてであります。この推進会議については職員で構成しておりまして、庁内に設置しております。行財政運営の効率化や事務事業の見直しについて調査・審査を行う中で全庁的に改革を推進していくものであります。本年度につきましては、時間外縮減プログラムと会議改革ルール制定に当たっての議論ですとか消費税率の改定に伴う使用料・手数料の見直しの基本的な考え方、個別事業の外部委託の可能性などについて、担当課を横断し、さまざまな視点から検討を行っているところあります。

行財政改革懇談会につきましては、行財政改革の計画、さらにその推進状況について、市民の目線、企業の視点から御意見をいただくためのものでありまして、市の附属機関として設置しているものであります。委員としては、識見者や公募による市民7名から構成しております。昨年3月のこの行財政運営戦略の策定に当たっては、この懇談会におきまして説明しながらさまざまな意見を伺ったところでありまして、それらをこの戦略に入れてきたところあります。今年度につきましては、29年度に最終年度を迎えた行財政改革大綱の状況と30年度を初年度とする行財政運営戦略の実施計画の取り組みについて説明し、さまざまな御意見をいただいたところあります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、各種施策を実行するための業務プロセスの進捗、進行管理に

についてお答えいたします。

まちづくり総合計画、行財政運営戦略を着実に推進するため、本市の各部の政策目標等を部の運営方針ということで年度ごとに定めております。この運営方針の達成に向けた進捗の管理といたしましては、戦略レビュー、これは理事者を含めて各部長全員が出席するものですが、この中で進捗状況等、もしくは課題なりを報告した上で、その後の方針について議論するという場を設けているところです。

昨年10月には、この戦略レビューにおいて、全庁で57本の部の運営方針についてそれぞれ議論をしてきたところであります。新しい年度を迎えますと、その年度当初にまた新たな部の運営方針を設定するということとなりますので、前年度の達成状況も含めて検証してまいる考えであります。

また、このほかに各個別の事業につきましても見直しを推進するために、事業アセスメントサイクルの中でその検証を行っております。これは大きく分けて、政策と事務事業と分けておりますが、政策については総合計画の展望計画を4年後に見直すときのもの、それ以外に毎年度事務事業の見直しということで、これについても、それぞれ定められた事業で、各部がより効果的に見直すことができないか、事業の再編は可能かどうかという点を検証して、これもそれぞれ実施状況を報告した中で、次善の策を検討しているところであります。

こうした取り組みを進める中で、さきに西川議員にもお答え申し上げましたが、新年度からは、業務のスケジュール進行管理のシステム、これもネットワークの中で導入する予定です。こういった事業の進行管理が目に見えるような形で職場でも共有することによりまして、この総合計画の着実な推進、行財政運営戦略の実行を図ってまいる考えであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 私からは、地域との連携と言いながら、実際の市の事業の進め方が市民や議会を軽視していると捉えられかねないと、または時間がなくて、そのやり方が拙速ではないかといったような市民に思われ方をしているといったようなことについて、どう考えるかということについてお答えをしたいと思います。

これまでやってきた事業で何点か申し上げますと、例えば羊飼いの家のリニューアル、あるいは水郷公園の再整備、そして、いきいき健康センターを設置するといったときに、このときには、それぞれの施設の機能、そしてその後、市民の方々あるいは広域的に入ってこられる方に使っていただくためにはどのような形がいいのかといったことは、それぞれの施設ごとに市民検討委員会というのをつくっていただいて、しっかりと話を聞きながら、その形をそれぞれの施設に具現化してきたということでございます。

また、ただいま建設中であります新庁舎につきましても、やはり単に行政の事務所ということではなくて、コミュニティ庁舎としての機能をしっかりと果たすということにおいても、20名以上から成ります市民検討委員会の方にさまざまな御意見をいただきながら、それを基本構想、

基本計画の中に反映してきているということでございます。

それと、午前中の谷議員のお話の中にも出てまいりましたが、いよいよ来月オープンいたしますほくと子どもセンター、これにつきましても、ここの中に障害を持たれている子供の放課後等の居場所づくりということで、放課後等デイサービスを併設するわけでありましてけれども、この機能をどうするかということについても関係する方々の意見を聞いてきているわけでありまして、これも午前中の谷議員に保健福祉部からお答えしたところでありましてけれども、敬老バスの有料化ということにつきましても、市内5地区においてそれぞれ意見を聞いてまいりましたし、老人クラブの意見も聞いてまいりましたし、地域公共交通活性化協議会の意見も聞いてきたということでもあります。

それで、お話ございました（仮称）まちなか交流プラザの法人設立がおくれているということでもありますけれども、このまちなか交流プラザにつきましては、この法人を担っていただくという形になって、この方々にプロジェクトチームをつくらせていただきました。御承知と思っておりますけれども、商工会議所、サフォークスタンプ協同組合、それと商店街振興組合、観光協会、そして市も入っているわけでありましてけれども、この中で、平成29年の9月から公式、非公式含めて17回ほどの協議をいただきました。その中で方向性をしっかりと見出してきたということでありまして、今議会の初日に、この新しい会社の出資についての予算をお認めいただきましたこともございまして、実は昨日、このプロジェクトと市長の間でいろいろな情報、今後のこと、それと意見段階での課題について、確認ということで話し合いが持たれました。私もその場に参加させていただきましたけれども、これまでの協議の経過からするプロジェクトの方々の思い、それと市の思いというのが大方の部分で合致していると。ただ、課題も多いと。多いといいますか、実態的にはあるわけでございますので、それらに向けて、今後どのように解決していくかといったようなことも確認させていただいておりますし、実は本日、会社の登記申請がなされて、きょうが会社の設立日となるというお話でございまして、きょうじゅうにそれに対する記者会見も行われるともお聞きしております。

それと、ごみの手数料につきましても、これも平成29年からさまざまな形で御協議をいただいております。環境審議会の中でいろいろ御協議をいただきまして、これに対する基本的な考え方の答申も昨年9月に市長のほうにされてございます。このことにつきましては、昨日の予算決算常任委員会の中で市長から詳しくお話があったところではありますけれども、きょうは、かかわる条例の一部修正がこの本会議の中でされたわけでありましてけれども、この後、関係する予算も本議会に上程させていただいておりますので、これが議決をいただいた形の中で、その後、しっかりと市民の中に説明に入って、市民の方の御不安等がないような形に持っていきたいと考えております。

それと、敬老会のお祝い金の関係でございまして。この敬老会の見直しというのが、どうしてそういう考えに至ったかといいますと、地域によってはその事情によって敬老会がされていないところもございまして、敬老会が行われていても参加率が平均すると35%程度ではな

いかというお話もございまして、これは一度、敬老会についても見直しということをしてはどうかというところが始まりでございました。ただ今回、自治会にこのお話の投げかけをしたのが、それぞれ自治会が今年度に入ってから話になってしまったということ、それと、自治会にお知らせした内容が、お祝い金のことに限ったようなお知らせの仕方になってしまったことなどなどございまして、この件につきましては、先ほど拙速ではないかというお話がございましたけれども、我々もしっかりと反省しなきゃならないと思っております。

それで、この事業を含めて市の全ての事業を予算にしっかりと反映しながら実施しているところでもありますけれども、2019年度の予算というのは今御審議いただいているわけでもございますけれども、2020年度の予算に向けては、予算の編成に入ってからいろいろ協議をして、それぞれ関係する方にお話をするということではなくて、もう今からいろいろ組み立てをしながら、早い段階で市民の関係する方々にしっかりとお話をし、そして市民の方々の思いもしっかりと受けとめながら形にしていこうということで、市長からその旨、きつく御指示をいただいているところでもありますので、その方向へ考えていきたいと思っております。

これがまちづくり基本条例でいう情報の共有という大きな柱になっていこうかと思っておりますので、今後はそのように取り進めてまいるといことで、反省すべきところはしっかりと反省しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 私から、子育て、健康長寿、そして個性あるまちの日本一、何をもって日本一なのかということで御質問いただきました。

実はこの問題については、平成28年の第3回定例会で、実は国忠議員から御質問いただいております。国忠議員の御質問については、牧野市政7年間の総括という大きな題名の中で、子育て日本一のスローガンについて、あるいは健康長寿日本一、2期目にこれは掲げたのでありますが、そういう内容について、御提言も含めて御質問をいただきました。ただ、高い評価をいただきながら御質問いただいたことは今でも思っていますし、何をもって日本一なのかということで、はっきり定義をしてはいかがなものかという御提言もいただいたところでございます。

私は、毎回マニフェストをつくらせていただいておりますけれども、マニフェストをとにかくコンパクトにまとめて、それぞれ目標を掲げながら、市民の皆様方にも議員の皆様方にも見ていただいております。このマニフェストに基づきながら、総合計画もしっかりと組み入れながらつくらせていただいております。

今、国交省の北海道における開発計画のスローガンは何かというと、今総合開発計画第8期目なのでありますが、世界の北海道です。日本の北海道ではもうないんです、世界の北海道。そこで戦略的産業は何かというと、食と観光です。ですから、どこの市町村も、あるいはそこで頑張る皆さん方も、世界の北海道を目指して、みんなで力を合わせて頑張っていこうではな

いかという一つのスローガン、目標に向かって立ち上がっていくというのが基本なわけです。ですから例えば指標を掲げるときに、士別は米の出荷高日本一になるのではないのかという、例えばそういう指標を掲げたとすれば、これは減反政策の始まる前の年、昭和40年代の前半には、53万俵で米の出荷高日本一になっているわけです。

例えば統計上は指標を出せば日本一になるものはなるということで明らかなのでありますが、私がこの日本一を掲げているのは、行政はもちろんなのでありますけれども、家庭において家族の皆様方、地域において地域の皆様方、各種団体、学校も含めながら、それぞれの皆様方がやはり子供は地域の宝、日本の宝であるから日本一に育てようではないのか、自分たちも一緒に育とうではないのかという、そういった目標を持ちながら、それぞれの立場で、やはりそれに向かっていくと。

健康長寿についても、みずからがやはり健康に留意をする。今回、健康長寿推進条例も北海道の市で初めてつくらせていただきました。議会の議決もいただきました。そういう目標を立てて、それに向かって、みんながそれぞれの立場で向かおうではないのかという大きな目標を立てていますので、そういった団体だとかいろんな方々がその目標に向かうということでありますから、あえて一つのものをつくるのではなくて、そういう大きな目標に向かってやっているということで、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、個性あるまちについては、これは総合計画の中で6つの個性あるまちを出させていただいています。それぞれがこの個性あるまちに向かって磨きをかけようではないのかということで、私はこの中の6つの個性というのは、すばらしい個性を士別市は持っていると思うんです。これ、それぞれ言わせていただければ、時間が相当かかるもので申し上げませんけれども、未来型農業実践のまちです。まさに、これは北海道農業の私は縮図だと思っております、士別は。水稻の北限であり、畑作、酪農、畜産、野菜、全てが混合されたこれだけの地域はありません。また、北海道一の水田だとか、ICT農業、TMRセンター、こういった北海道の先駆的なことをやっているという。あるいはサフォークランド士別。今はサフォークの飼育頭数は多分日本一だと思うんですが、めん羊館も持っているいろんな取り組みをしている。合宿の里もそうでありますし、自動車等試験研究のまち、これもトヨタ、ダイハツ、ヤマハ、ブリヂストン、ミシュラン、これだけの試験場を有しているところはございません。なおかつ、今連携も組ませていただいていますと。

生涯学習のまち、それと水と緑の里、まさに朝日は、私は水と緑の里でコンパクトタウン朝日ということで、今まさに若い青年方がみんな立ち上がってきていますので、そういったいろんな取り組みを目指しながら日本一を目指そうということが言えると思いますので、そういったことを含めて日本一というものを掲げながら取り組みをしていると、こういうことでもあります。

それと、総合計画の1年目ということで、先ほどの最後の質問の中で、総体的な考え方はどうなんだというお話もございましたけれども、今申し上げたとおり、それぞれの、今回総合計

画については地区別計画をつくりました。これは初めてであります。私はそれぞれの地区が元気になって初めて士別が発展すると、こういうことをずっと申し上げてきて、議会の皆さん方も同意をいただいているんですが、合併したまちだから余計そういったことでもあります。ですから、朝日は朝日で今3カ年計画で地域の若い皆様方がコンパクトタウン朝日をつくろうということで立ち上がって、先般、私もお邪魔をして意見交換をしてきました。多寄は多寄で、昨年、地域で総合防災訓練を初めて実施をしていただいたんです。温根別も健康長寿にしようということで頑張っている。上士別も農業者の皆さん方が子供たちも含めて農業の未来都市をつくろうということでいろんな頑張りをしている。ですから、着実に一步一步を積み上げてきていますので、個性あるまち日本一に向かって、いろんな取り組みがこれからも磨きをかけていきたいと、このように考えているところでございます。

なお、例えば今それぞれの日本一の部分について、具体的な市で行った施策について答弁が必要だということであれば、担当のほうから答弁をさせたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 再質問ではございませんけれども、先ほどの相山副市長のお話の中で、私が思うに、先ほどおっしゃった、いろんな検討委員会等も含めましての話を伺いました。ただ、今回のごみの料金につきましては、非常に市民の方々の負担行為ということになるので、もう少し煮詰めた形で、そして、きのうの委員会の中で市長がおっしゃっていた、まだ審議中なので市民には説明できていないんだというお話をされていましたが、私はちょっと違うと思っていて、本来であれば、昨年の秋に意見交換会を各地区でやりましたけれども、あの段階ぐらいで、もう案が出てきていて、市民の方のいろいろ意見を聞くということが、結果論ですけども、一番よかったんじゃないかと思うんです。その辺をじっくり考えていただいて、今後に生かしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

いろいろな市民の方々の意見を聞くという場面というのはございます。ただし、これは一つの基本的な考え方なんですけれども、市民の御負担をいただく使用料・手数料、そのほかもそうなんですけれども、これには絶対的にかかる行政コスト、これのどのくらいを御負担をいただいて、賄わなきゃならないかといったような基本的な考えもございまして、その辺については、ある程度、我々のほうで積算したものを御理解いただかなければならないという場面もあろうかと思っております。

ただ、そうあっても、御負担をいただくのは、ここで生活されとる市民でありますので、実際に料金とかいろいろなものは条例等で決めるわけで、それが可決された後となりますけれども、基本的な考え方をしっかりと伝える中で、こうなるんだなといったようなことをしっかりと市民の方も早い段階で理解していただくと、そういったようなことをいろいろ工夫をしながら、

市民の方が不安に思わないような事業の展開というのをしっかり考えていきたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） これとは分けまして、先ほど市長から大変御説明ありがとうございます。

その中でちょっと感じたんですけれども、最近市長が連携という言葉をよくお使いになります。私の考え方としては、連携の本質というのは、まずもって相互の信頼と迅速さだと思うんです。ですから、それを考えたときに、やはり市長は大変弁の立つ方ですから説得力もごさいます。それは私も了解しておりますけれども、ただゆえに、何というのですか、もろ刃の剣というか、理解されない場合もあるかと思うので、そこら辺もうちょっと市民の立場に立って、まずもって市長が市民目線の中で連携をとっていくリーダーとして、されているんですけれども、どうしても、今回のこともありましたけれども、なかなか見えにくいところが市民としてはありまして、どうしても担当の方とお話をするんですけれども、こういうことってやはり市長が率先して説明をされて、前からされているという話はこの前もされてはいたけれども、そこらあたりがちょっと見えにくいなと私は感じています。

それで、何を言っているか、よく御理解されませんが。やはり、その辺の方向性をきっちり、我々というか市民がわかるような形で、見えない部分があるということと、どうしても説得させられているなという部分もあるように感じますので。言っている意味はわかりますか。何と申しますか、ざっくりばらんに申し上げますと、担当の方から聞くと同時に市長としてのきっちり御説明もいただければ、さらに納得するんじゃないかということを私は思っていて、どうしても、先ほどの手数料の件ではありませんけれども、市長がまずもって皆様にこういうことなんでと説明をして初めて皆さんが理解されるということもあると思うので、そこら辺のやりとりをもうちょっと長期的にというか、時間をいただいてやればいかなということなんです。ちょっと御理解できませんか。わかりにくいですか。

私の思いですけれども、何と申しましょうか、方向性をきっちり見せていただいているとは思いますが、さらに市長の説得力のある力で、要するに市民の方を説得する、例えば今回の手数料のことにしても、これこれこうだからという根拠はわかります。根拠をきっちり市民に説明できる立場で説明していただかないと、市民が100%理解できないということでありま。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 御質問の趣旨、わかりました。

例えば、堆肥化施設を川西町に設置をすると。このようなとき、相当川西と議論をいたしました。もちろんこの議会の中でも相当な議論がございました。川西の皆様方にとっては、生ごみあるいは野菜残渣、下水汚泥がどんどん入れられるわけです。においも出すと。そういったことで相当な反対もあったわけです。そういったときに、もちろん職員も行きました。最後、私も出かけまして、ほとんど自治会の方全員に集まいただきました。そういった中で、相当な時間がかかりました。私の本心も伝えながら、最終的に合意をいただきまして、でき上が

ったんです。

あるいは、学校の統廃合のときも同じであります。例えば中士別にも私は行きました。そのときにも、最後市長と話し合うという話になって、相当長時間にわたって、多くの方が来ていただきました。これは首長として当然のことです。私も5期、約20年間、議員もさせていただいていますし、多くの勉強もさせてきていただいております。なおかつ今首長としてもいろんなところに顔を出させていただいています。直接的に市民とお会いをしながらいろんな議論もいただきますし、いろんなまた自宅だとか、いろんな要望も来ますし、来ていただいています。そういった御意見も当然あるのは事実です。

ただ、ごみの有料化関係について言えば、やはりこれは一市民に対して一人一人意見を聞くわけではないんです。やはり審議会というのをしっかりつくらせていただいて、その審議会の中に市の持っている全ての材料を提出して、その中で市の考えを述べながら市民の代表の皆さん方の御意見もいただくと。そういう形の中で附帯意見もついて、これは市民の負担を得るわけだから、しっかりと市民に説明をするようにと、当然それはあるわけです。そして、議会の皆様方に提案して、きのう、私もここで申し上げたけれども、二元代表制ですから、議会がこれは高過ぎる、修正をかけて議決をする。それに私は当然従います。そういう形でいく。それで初めて今度は市民に説明できるんです。議会の議決も得ない中で、例えば幾らにしたい、これだけにしたらこうなんだこうなんだ。こういうことにはならないんです。ですから、きのう、そういうことを申し上げたんです。ですから、議会の議決を得させていたわけだから、最終日です。その内容については、もちろん10月までそのために日にちをとっているわけです。これは、職員もしっかり行って、なぜそれだけのものが必要なのかだとか、そういう説明は丁寧にさせていただき、私も必要なときにはちゃんと出て、私のみならずたくさんいるわけですからお話をさせていただくと。もちろんです。市民から負担をいただきながら、これから、ごみ収集していくということになるわけですから、ただ、士別も負担をいただくという理由もそれなりのものがあるので、そういう説明をして理解を得るといふ形だと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 多分言っていることは最終的には同じだと思うんですが、私も。ですから、まず皆さんの、市民の理解をいただくということが大前提だとしたときに、やはり、それは説明があつての話ですから、ですから、案としてでも結構ですから、まず皆さんと、市民の方と話をすることが私は大事だなと思っていました。今の市長の御説明もわかります。ですから、確かに時間的余裕もないんですから、もうちょっと前段の中で、これは平成23年、24年ぐらいから、もう既に有料化の話というのは出ていましたので、それだけの期間がありましたので、その中で料金の確定ということはされませんが、有料化という意識は皆さん持っているわけで、その最後の詰め部分が、ちょっと時間が短かったのかなという感じがするのが、私の思いであります。

ただ、この金額の根拠の設定というのは確かにわかっていますよ、皆さん。議員の皆さんも



わかっていると思う。それが、例えば市民の意見はどうかということもまず聞くのも必要なのかなと私は思っていますので、今こういうお話になったわけです。ですから、それが決議される前にということができないというんじゃなくて、これぐらいの金額でどうだという一つの案として出すのはだめなのかなという思いで伺った次第であります。

以上です。

次の質問に移ります。

2月13日の全員協議会で提出されました第三セクター等経営健全化方針について質問いたします。

地元市民の雇用の場の創出を目的とし設立され、今日に至っていることとあります。確かに、雇用の場といった面から理解できますし、過去もいろんな御苦勞があったかと推察するところです。ただ、ここ数年の経営内容を見る限り赤字経営が続いており、財務内容は悪化の一途をたどっているのは明確であるとともに、市民レベルから見ても、平成28年度から3年間の経営改善プランは何だったのかと言わざるを得ません。一般企業と単純に比較できませんけれども、代表取締役が副市長でもあるわけですから、もう少し積極的に経営に参画するべきではないかと思っております。ましてや、本市は定例取締役会や毎月の収支報告を受け、日ごろから経営状況を把握しているとされているのですから、本腰を入れていただくべきかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、方針の中に、出資金や代表権の変更について、次年度中に協力会社と協議を行い、積極的なかわりと経営の立て直しを図ると、今まさに私が前段に申し上げたことが書いてありますけれども、何をどう変更するのか、積極的なかわりはどこまで入り込むのかを具体的に伺いたいと思います。

全国的に第三セクターが地方自治体の財政リスクとなっているケースが多く、毎年、全国の3割を超える第三セクターが赤字法人となっています。今回、平成31年から3年間の経営改善プランが策定されたとあります。改善案はとても大ざっぱに書かれておりますけれども、収支案などは出ておりません。この収支案についても伺いたいと思います。

この会社の取引事情を鑑みれば、本市担当者の参画がどこまで可能なのか、把握できないところがありますけれども、この経営改善プランの詳細と収支の計画についてお尋ねいたします。

また、経営健全化方針にうたっている運営状況について、第三者の意見を取り入れるため経営検討委員会を立ち上げ、中間期、決算期に開催するとありますけれども、その詳細についてもお尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私から、平成31年度からの3年間の経営プラン、それから具体的内容、収支計画という中身で御答弁をさせていただきます。

これまでのかわりといたしましては、平成7年に士別市農畜産物加工株式会社が設立以降、

定期的に取締役会ですとか収支に関しては毎月報告を受け、日ごろより経営状況の把握に努めてまいりましたが、28年度に鶏卵価格を初めとする原料の高騰などの影響によりまして累積債務が増大したということを受けまして、債務解消や経営の安定化を図るために、28年から30年までの3年間の改善プランを策定したところであります。

この策定した改善プランの数値目標につきましては、28年度においてはその目標を上回る232万円の黒字決算となりましたけれども、29年度には労働力不足によりまして、年度途中から生産高を上げるために人材派遣会社からの派遣を活用するなど売上原価が増大しまして475万円の赤字となり、繰越利益剰余金が総額でマイナス4,667万円という額になったところです。

今年度、30年度につきましては、1月末現在で、当期純損益についてはマイナス90万円という状況になっておりまして、当初、今年度も途中でマイナス600万円ぐらいまで膨らんだわけなんですけれども、これらのことにつきまして、31年からの新しい改善プランが今でき上がってきておりますので、それを前倒しできるものは前倒ししてという中身で、順次、今年度実施しております。年度末までには、何とか、この90万円も改善されるのではないかなと今考えているところです。

この28年の改善プランを策定以降、市といたしましては、会社とともになんですけれども、新規販路開拓とともに取り組んでおりまして、愛知県の豊田市に所在するトヨタ生協メグリアでの北海道物産展への出展、またトヨタ自動車の社員食堂との取引なんかも開始されるなど、延べ3件程度にはなりますけれども、新規の開拓にもつなげてきております。

また、市内の事業者向けのPRといたしまして、食品衛生協会の総会に出向いたり、各種懇親会なんかの機会があるごとに商品を提供したりしながらPRを行ってまいっております。これにつきましても行政と会社ともにできることは一緒に参加をしながら進めてきたという中身でございます。

また、29年度から市が今提案をしておりますけれども、つくも4号の枝豆の一般販売を開始しましたほか、現在、つくも4号を使った新しい商品開発の販売に向けても、会社と協議を進めているところであります。今後、新規販路開拓に取り組むとともに、経営状況の把握に努めまして、経営健全化に向けて努めていきたいと考えております。

次に、出資金、代表権の関係ですけれども、農畜産物加工株式会社につきましては、市の出資比率が100%の会社となっております。現在、副市長が代表取締役についておりますけれども、今後においては、今協力いただいております会社に経営の一端を担っていただくということも含めて、この農畜産物加工株式会社に出資をいただきまして、代表取締役の就任等々について打診をいたし、31年度中に協議を行って、これまで以上に積極的な関与、それからかわり、経営の立て直しを図っていきたいという取り組みを考えているところであります。

経営改善プランの詳細と収支計画についてであります。31年度から新たに3年間の改善プランが今策定をされておりますけれども、累積債務の圧縮を目標に中長期的な経営改善の取り組みによりまして経営の安定化を図っていくことを目指すものということになっております。主

な収入源に向けた具体的な対策の内容につきましては、袋詰め、箱詰め作業の製品こん包等の見直しによる派遣人材費の削減、それから荷姿変更による運賃効率の改善、冷凍保管方法の改善による電気代の削減、それから段ボール等の仕入れ先変更による資材費の削減、それから一部製品の平均4.6%の価格改定による収益増など、製造経費の削減や収益増加の対策を、先ほど申し上げましたように昨年の11月ぐらいから順次実施をしまして、総体的に改善を目指していこうという中身であります。

収支計画については、各年度おおむね2億5,800万円程度を見込んでおりまして、経費を差し引いた純利益は年間300万円を計上いたしまして、3年間で900万円の利益を計上という計画であります。

以上のようなことをしまして収支の改善を目指していくという中身で今進めている状況であります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 藪中農業振興課長。

○農業振興課長（藪中晃宏君） 私から、経営検討委員会について御説明申し上げます。

検討委員会は、健全化方針同様に国の指針に基づきまして設置をしております。これは第三セクターと行政だけではなくて、第三者の意見を聞くことということに基づきまして、本年1月に設置をさせていただきます。委員におきましては、企業の経営または会計に関する知識を有する方、学識経験者などの方々3名に御就任をいただいております。

今後、市が策定いたしました健全化方針に対する助言や会社の経営の評価ですとか分析などなど、御意見、御助言をいただく予定になっております。次年度以降、株主総会ですとか役員会などの前後に委員会を開催しまして意見を聞くという予定になってございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） ぜひ、この3年のプランを実現していただくように心からお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、真保議員の質疑を終了いたします。

3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君） 通告に従い大綱質疑をさせていただきます。

1つ目は、産後ケア事業についてお伺いいたします。

本事業につきましては、平成30年第4回定例会におきましても、本市への導入について取り上げていただいております。早くも平成31年度からの新規事業として開始されますことは、大変喜ばしい限りです。

本事業の取り組みは、近年増加傾向にあると言われております産後鬱の予防や適切な育児支援に向け、助産師などの看護職が中心となり、出産直後の心身ともに大変な時期をサポートしてくれるという大変心強い取り組みであろうことから大いに歓迎する事業であり、大変期待を

寄せているところでもあります。

そこで、改めて調べてみましたところ、市町村ごとの裁量に委ねられている事案が多いようですので、幾つか質問をさせていただきます。

初めに、対象となる時期について伺います。厚生労働省によるガイドラインには、出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定などを目的とする事業であることから、出産直後から4カ月ごろまでの時期が目安となるが、母子の状況、地域におけるニーズや社会資源などの状況を踏まえ、市区町村において判断するとあります。既に事業を開始されている道内の他市町村を見ますと、生後57日未満という非常に短い対象時期の自治体もあれば、1歳までという長期にわたって対象時期を設定しているところもあり、市町村によって随分と大きな差異が見受けられます。本市は対象時期の期間をどのように設定されているのでしょうか、その理由についてもあわせてお聞かせ願います。

次に、事業の種類について伺います。さきにも述べました厚労省のガイドラインでは、事業の種類に関しましては、地域のニーズや社会資源の状況から、宿泊型、訪問型、デイサービス型の3種類の実施方法があるとあります。市町村によって、全てを取り入れているところ、一部の事業種類のみのところと、これもさまざまなようですが、本市の実施方法はどのようになりますでしょうか、その選択に至られた理由もあわせてお聞かせ願います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） お答えいたします。

この産後ケア事業、この事業につきましては、出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定を目的にすると、今、議員のほうからもお話がありましたとおり、この事業を実施するに当たりましては、産婦の健康状態また精神状態を早い段階で把握することが重要であるということから、産後ケア事業とともに、産婦健康診査の助成を開始する考えであります。

産婦健康診査におきましては、診察や検査に加えまして、エジンバラ産後鬱病質問票、通称EPDSによる評価を行い、産後の母の身体面のみならず、精神面の状態を把握して、医療機関と行政が連携しながら、支援が必要な方に対して産後ケア事業を進めていこうというものでございます。

そこで、対象者の考え方についてであります。議員のほうからもお話がありましたように、国の産後ケアガイドラインにおきましては、出産直後から4カ月ごろまでの時期を対象の目安と考えているということでございます。本市におきましても、保健師が1カ月以内をめどに行っている新生児訪問でも、母の約2割が母乳や授乳に関する悩みを持ち、約1割が子供の体重増加不良で悩まれているということがわかっております。こうしたことを受けまして、この事業については、4月1日開始を予定しておりますが、対象者につきましては、国のガイドライン及び産婦の実情に鑑みまして、産後ケア事業を利用する時点で生後4カ月未満の乳児とその母親を対象とする考えであります。

次に、事業の実施方法についてでございますが、本市におきましては、産後早期からの支援

であることから、母親の身体的負担を考え、助産師が対象者の居宅等を訪問して支援を行う訪問産後ケアを開始する考えであります。

事業内容につきましては、助産師が乳房管理のためのケアや助言を行い、そのほかにも心身に関する相談や育児についての相談、助言を行う考えでございます。これについては、実施状況を見ながら、この方法については種類を今後も検討していく予定としております。

また、市内及び近隣の2つの助産院で訪問型の実施が可能と伺っておりますので、そちらのほうに事業を委託する予定で考えております。

また、里帰りで市外に出ている方につきましても、この事業の恩恵が受けられるよう、今後、事業の内容のほうを詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 再質問をさせていただきます。

事業の種類の件でお伺いいたします。訪問型ということでスタートと伺っておりますけれども、訪問型、つまり助産師さんがおうちにおいでになるということですね。実際に家に訪問できる施設ないし助産師というのは限られてきてしまうかと思うんですが、それが多分、この近隣には2つというところにつながるお話だと思います。今回の産後事業に関しましては、鬱対策ということで、非常に産後の鬱対策もあるというところで、非常にメンタルな部分が私は大きいと考えております。そういった意味におきましても、ヒューマン的な要素というところで、選択できる、おいでになる、例えば訪問もそうですし、実際にサポートをしていただく相手先の選択ができるということが非常に重要になってくると思っております。なので、まずはスタートというところで、今訪問が可能な業者が2業者ということの話になると思うんですが、ぜひ、それは今後、宿泊型ですとかデイサービスですとか、種類としてはまだありますので、そこも検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

これは先ほども申し上げたとおり、まずは、この訪問型事業を2助産院でスタートをさせていただいて、今後その状況を見ながら種類のほうは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） もう一点確認をさせてください。

先ほど、里帰り出産にも対応できるようにということのお話をいただきました。非常にありがたいと思います。今、土別で出産できないということで里帰り、もろもろ含め地方に出られて、土別市内ではなく地方に出られて出産される方も多いため、当然里帰り需要はかなり大きなものになるかと思えます。ただ、里帰りということになりますと、訪問型、今の状態では対応できないことは重々承知できる可能性があると思えますので、そこに関してはどのようにお

考えになられておりますでしょうか。お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 里帰り出産については、当然2助産院では対応できないということとあります。

道内につきましては、北海道と道医師会、道助産師会、国立病院等が契約を行っておりまして、市はそこに乗っかるような形になって契約をして、実施するという形をとらせていただくことを今考えております。

また道外につきましては、そういった契約は個別に結ばなければならないという状況もあるかと思っておりますので、これはこれから詳細を詰めてまいりますけれども、一つには、一度自己負担でお支払いしていただいて、その後、領収証を提出いただいて償還払いを行うとかということと対応してまいりたいと、現段階ではそのように考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 2つ目は、地域おこし協力隊活動事業についてお伺いいたします。

御承知のとおり、地域おこし協力隊は、一定期間地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこしの支援や農林水産業の従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みです。本市においても、平成31年度は、3名が地域おこし協力隊の隊員として務められるとのことで、引き続き、ますますの御活躍を大いに期待しているところでございます。

昨今の動きといたしまして、国は、平成29年度で4,830人とされている協力隊員の数を5年後の平成36年度には8,000人に増員するとしています。地域おこし協力隊の大幅な拡充に向け、国を挙げた動きが進められている中、本市の地域おこし協力隊活動事業費の予算は大幅に減額となっております。平成30年度は3,541万7,000円を予算計上し、任期中4名のほか、新たに5人の隊員を募集し、合計9名の隊員で地域協力活動を行い、地域の活性化を図るとされましたところ、平成31年度予算では、任期中3名に加え、新たに必要の人材を募集するという内容にとどめられており、予算も1,799万4,000円と約半分程度に減額されております。

地域おこし協力隊事業は、開始当初に比べ全国的にも制度が定着しつつあります。数ある定住政策の中でも仕組みとしてでき上がりつつある、定住につながる可能性の高い、大いに活用すべき事業であると考えておりますので、本市が地域おこし協力隊事業に対して消極的と捉えざるを得ない予算とされましたことについて、本市の見解を求めます。

加えて、本年4月からは隊員の任期中での退任を減らすことを目的として、2泊3日のおためし地域おこし協力隊制度が創設されるとのことですが、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。制度の導入を検討されているのかどうかも含め、本市の見解をお聞かせ願います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 東川総合企画室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） 私からお答えをさせていただきます。

昨年度の予算と比較して大きく減額になっているという、まず理由についてお答えいたします。議員お話しのとおり、30年度の予算は、現役の隊員4名、そして新規の隊員5名、延べ9名分の報酬や活動費、募集に要する経費などとして3,541万7,000円を措置していたところであり、それが新年度の31年度予算では1,799万4,000円ということで、前年比1,742万3,000円の減という形になっています。予算の内訳としましては、議員お話しのとおり、現役の隊員3名に加え、新規募集隊員1名分の報酬や活動費、募集に要する経費などを予算要求したところでもあります。

そこで、この減額の理由というところですが、これまでの当初予算につきましては、現隊員のほか、新たに募集する隊員の報酬や活動費、そして募集経費など全てを計上していたところです。しかし、募集数に対してその応募が少ないといったような場合には、年度末にその予算を減額補正しております、30年度分につきましても、これは最終日となりますが、1,898万円の予算を減額する予定としてございます。

協力隊の報酬などにつきましては、特別交付税で措置はされますものの、当初の予算では一般財源を充当しなければならず、任用予定者数の増加に伴いまして一般財源を圧迫することになっていた状況であります。新年度の予算は、引き続き隊員となる3名と新規募集1名の報酬や活動費などを予算要求しているものですが、今回につきましては、必要最小限のものを計上しているため減額となっているところであります。

そういった中で、どんどん活用すべき事業であり、消極的な形と捉えかねないといったようなところですが、予算のほうは減額とはなっておりますけれども、協力隊の活用を縮小させるという考えはございません。平成31年度には7名の任用を予定しておりますけれども、当初予算に計上している1名分を除くそのほかの6名分については、実際に任用を行おうとする際に補正予算で対応してまいる考えでございます。

続きまして、おためし協力隊の導入の検討といったところでございます。制度の概要につきましては、まず、ことしの1月8日、上川総合振興局を通じまして、総務省からの情報として提供がございました。現在のところ、私たちのところにお聞きしている内容としましては、地域おこし協力隊としての活動の前に、自治体と地域が協働で候補者を受け入れ、2泊3日以上地域交流を含む体験プログラムを実施するものという形でお聞きしています。人材の掘り起こしや、あらかじめ本市を訪れ、協力隊の活動内容を実際に体験するため、任期途中での退任、いわゆるミスマッチの解消に向けて、これは有効な施策になると考えております。

その対象の経費につきましては、都市部での募集やPR経費、体験プログラムに要する経費として1自治体100万円を上限として特別交付税が措置されるというところではありますが、参加者が実際に士別市まで移動して来る経費については、その対象外となっているところであります。現在のところ確認しているところでは、国の平成31年度予算が可決された後、国は地域おこし協力隊の制度要綱を改正すると。そして31年の4月中に自治体のほうに通知を出すとい

う予定ということでお聞きをしております。

そこで、本市の導入に当たっての考え方ですけれども、これまでも羊の飼養経験のなかった隊員を任用するに当たり、あらかじめ本市で2泊3日程度のプログラムを体験した後に任用し、その方は現在も任期途中で退任することなく活動を継続するなど、既に私たちのところでは実施していた内容でもありました。協力隊や自治体、地域にとって好ましくないミスマッチといった部分を防ぐ意味でも高い効果があるものと考えておりますので、本市において、今後どのような手法をとっていくことが望ましいのか、市内の各部署や、あとは受け入れ機関などとの協議のもとに導入に向けて補正予算での対応も含めて検討を進めてまいる考えでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君） 再質問させていただきます。

まずは確認です。採用の予定をしている7名の内訳ですけれども、7名というのは、3人は現在任期中の協力隊、残りの4名を新しく追加するという認識でよろしいでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 東川室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） 今年度において募集をしようとしているところは、新しく新規に7名でございまして、内訳としては、農業の関係で2名、羊の飼養の関係で2名、観光の分野を担う協力隊として2名、そして合宿のほうを担う者として1名、合計7名でございます。でするので、全員が任用されるということになれば10名体制という形になります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、苔口議員の質疑を終了いたします。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君） それでは、本市が基幹産業としている農業関連について2項目、大綱質疑を行いたいと思います。

これは、いずれも対応を間違えると大きな影響があるという問題でありますので、時間も十分あるようですから、しっかり議論を深めたいと思いますので、協力をよろしく願いして質問に入ります。

まずは、TPP11と日欧EPAの発効による本市農業への影響についてお伺いします。

市長の市政執行方針でも、TPP11と日欧EPAの発効により農林業を基幹産業とする本市を含めた北海道農業にとっては重大な影響を及ぼす懸念を抱いているとしています。米国を除く11カ国によるTPP11が昨年12月30日、欧州連合、いわゆるEUとのEPAが本年2月1日に発効して、最終的に農林水産物の82%の関税が撤廃される、ただ、豚肉や米などの重要品目は段階的に削減するということになっていますから、即時撤廃は約53%と思っています。日本は2大協定を受け入れた形になりました。

さらに問題なのは、昨年、日米首脳が物品貿易協定、いわゆるTAGの交渉開始で合意をしております。歴史上最大となる農畜産物の市場開放の時代に入らる中で、自由化に対応した国際競争力の強化が強く求められます。農林水産省がまとめた農林水産物の影響についての算出方



法による試算では、T P P 11発効による農畜産物生産減少額は最大で1,103億円になるとしております。同じ算出方法を用いて北海道の金額を試算すると、最大で470億円の生産減少という試算が出ております。一方、日欧E P Aでは生産減少額が最大686億円と試算されており、特に牛肉や乳製品の生産額が多い北海道は最大299億円の生産減少と試算されております。

そこで、農林水産省がまとめた算出方法により試算をすると本市の農畜産物の生産減少額はどのくらいになるのか、まず、この点についてお伺いいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） ただいまの質問にお答えいたします。

国の算出方法による本市の農畜産物の生産影響額ですけれども、国のほうの積算方法につきましては、関税率10%以上で国内生産額が10億円以上の品目である19品目の農産物、それ以外に農林水産物があるんですが、19品目の農産物となっております。それに基づきまして、北海道につきましては、その19品目のうち北海道で生産額が1億円以上の農産物、農畜産物13品目についての試算となっております。これに基づきまして、本市の影響額を算出いたしますと、T P P 11でいきますと、本市においては最大で4億5,000万円、日欧E P Aでは最大で3億2,000万円と推計をさせていただいております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで、本市の基幹作物の米についてはどういう試算になるのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 米の試算につきましては、国のほうも影響額がないという状況で試算をされておられません。それに基づきまして、北海道のほうも同様な考え方で、影響がないということではゼロという中身になっておりますので、これに基づきますと市で単独で計算するのはなかなか難しいことを考えますと、本市においても、米については影響がないという今のところの判断ということになるかと思っております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 本市の基幹作物ですから、影響がないと、国は、まだ北海道もともに言っていますけれども、どうして影響がないという捉え方をしているのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 米に関しましては、輸入に関しての特枠というか、国がその分、増える分については買い上げという状況で、国内生産量からその分は除くような形になりますので、結局それに対しての影響がないという判断をしているという状況で捉えておりますので、私の考え方としましては、国が今そういうような状況でありますので、現段階ではそういうふうに思っておりますが、士別市の生産額がそれではどのくらい影響があるのかといったところに関しては、今後注視しなきゃならないかなと今の段階では思っているところです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） そうなんです。国はこういう考えなんです。輸入米に相当する米の量については、政府の備蓄米として買い入れる。ですから、市場にその分が出回らないから影響がないと言いますが、ただ、安い米が入ってくれば市場原理として当然価格が下がる。こういう影響というのは捉えているのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

もちろん価格が下がる輸入米が入ってくれば、もちろんそれにつられて国内の販売流通される価格も当然下がってくるんじゃないかなということは考えられると思います。そういう意味では、今後、価格の下落に関しましては十分注視しなければならぬかと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 後で質問しますが、そういう実態把握が大事だと思うので、そういう点を考慮して、あとの質問に答えていただきたいと思います。

それで、国は19品目を対象にして試算をしている。それから北海道が13品目ということがあります。これに基づいて試算をすると約7億、8億円の影響額が本市ではTPPとEPA合わせてあると、これは非常に大きい額です。

それで、対象品目ですけれども、全体の何品目のうち19品目になったのかについて、捉えていけば。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

今の全体の何品目というところについては、私どももちょっと把握をしているところではありません。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 私は把握して聞いたんですけれども、農産物は42品目、畜産物が5品目、これはまだ若干違うかもしれませんが、このうち19品目を対象にした、あるいは13品目、ですから、そういう意味では、北海道の対象品目がどれかというのはおおよそわかると思うんですけれども、影響額の試算にしては、42品目のうちの19品目、畜産を含めると45品目のうちの19品目ですから、これは言うまでもなく非常に精度が低いものであるという気がします。ですから実態把握に努める必要があると。

もう一つは、国ではこう言っているんです。関税等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、生産コストの低減や品質向上及び経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農業者の所得が確保され、国内生産量が維持されるとしています。

しかし、現状を見てみると、今徹底した生産コストの削減と消費者が求める安全でおいしい農畜産物の生産のため、品質向上に積極的に取り組んでおります。一方、国内対策の経営安定対策や体質強化策が確実に現場に浸透していくか極めて不透明と。この中で国内生産量が維持

されるとしている国の考え方について非常に疑問を感じるわけです。

既に影響が出ているTPP11の発効後の1月の輸入量、これは牛肉の輸入量ですがけれども、前年度同月と比較すると4割以上上回っているというのが現実です。さらに、きのうの国会で茂木大臣が、いわゆるセーフガード、緊急輸入制限措置、いわゆる安全措置の見直しは行わないと明らかにしているわけです。ですから、これから相当影響があるという認識であるべきだと思います。

今後の国、道、あるいは本市の有効な対策をする上でも、実態に近い影響額の把握が必要ではないでしょうか。関係機関と連携をして内容についての検証を行って、情報収集あるいは分析を行うための予算措置を含めて取り組む必要があると思いますが、この見解を伺いたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

今、議員のほうからお話のとおり、報道のほうでも牛肉の輸入量が年明け1月で1.4倍から1.5倍くらい増えているという報道がなされているのも承知しております。

今後、今お話のとおり、国会のほうでもそういった議論をされている中身を見ますと、農家さんへの影響が大きい、または農家さんの心配されるところが大きいというところも踏まえた中で、今後の牛肉のみならず、日欧EPAですとかいろいろ、これからアメリカとの直接交渉の中身も踏まえていくと、やはりそういったものがどんどん大きくなっていくんじゃないかと考えます。そんなことを踏まえますと、やはり今おっしゃったとおり、関係機関と連携しながら、この影響額について実態に近いものに、把握に努めるというのは、これは私どもも関係機関とともにやっていかなければならないと思っておりますし、また、国、道に対しまして、情報公開ですとかそういったことも市長会などを通じて進めていかなければならないんじゃないかとも考えておりますので、そういうふうな意味では実態に即した数字が出るような情報収集に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） これは大事なことでありますから、具体的に、今、念頭にあるのは、どういう方法で、実態により近い試算、予算措置も含めてと先ほども申し上げました。あるいは関係機関とも連携をしたら、具体的にこれは既に発効されていますから、影響が出るのは、すぐ近くにあるわけですから、具体的にどういう方法、どういう形でこの実態把握に努めるか、ちょっと考え方を再度伺いたい。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

実際に、単独でこの数字の実態把握をするというのはなかなか難しいかなと思っております。そういう意味では、もちろん努めることには変わりはありませんが、まずは国の考え方、それ

に基づく道の考え方、そういったものを参考にしながら進めていかなければならないのかなと思っていますが、先ほども、報道にもありましたとおり、そういったその輸入量がどういう状況になるのか、これについては財務省が出している品目別の貿易統計なんかも毎月出しているようなので、そういったものをもとに国も道も計算をされていくのではないかなと思いますので、そういったところを情報収集しながら計算をしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 違うんです。国の考え方は、先ほど言いましたように、国内生産量は維持されるとしているのです。国内対策もやるので、あるいは自助努力も含めて、生産コスト削減によって維持されるという。それを受けて、国の考え方に追随して実態把握するということは無理なので、別の方法を考えなきゃならない。国は問題ないと言っているんですから、私どもは、しっかり問題は起きると、相当影響はあるという考えですから、これは国の考え方をもらって、国の考え方に基づいて実態把握に努めるということでは、ちょっと納得しかねます。もう一回、考え方をお願いいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

基本的には、その国のほうの出し方との比較になるような気がしますけれども、それぞれ、例えばホクレンですとか農業団体の皆様も、当然この影響額については、それぞれが判断の中で積算していくと考えますので、そういった意味では、農協さんですとかそういったような関係機関との情報を共有しながら計算をしていければと思っています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） そうなんです。市で言えば、約8億円近くが影響があるという試算があるという試算が出ているわけですから、国の考え方は、国の国内対策も含めて、あるいは農家個々の努力も含めて、8億円余りの減少額、これは全く影響がないと、いわゆる補填されるということですから、この点は国はそう言っても、大方の人はそうはならないという認識でいると思うんで、今言ったように別な角度で、難しいかもしれませんが試算をして、これを公表して、いろんな対策に生かす、そんな努力を早急にやっていただきたい。

最後に、思いだけ聞かせてください。やるって言えばそれでいいですから。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

国のほうのさまざまな対策が今打たれております。強い農林水産業の構築、体質強化対策ですとか、経営安定に向けた、安定供給に向けた重要5品目の関連の対策ですとか、そういった対策を打つことによって、今言う、その影響額が少なくなるという、国はそういうような言い方をしていると思いますので、それとはまた切り離した中で情報収集をしながら、影響額につ

いて研究していきたいと思っています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは、次の質問に入らせていただきます。家畜伝染病の口蹄疫に対する防疫対策について。

今報道されているように国内では、家畜伝染病の豚コレラ、あるいはアフリカ豚コレラの発生が確認されており、その対応も含めて今大きな問題になっております。本市でも乳用牛、肉用牛、豚の多くの頭数を飼養しており、さらにサフォーク種の綿羊をまちのシンボルとして飼養頭数の維持・拡大など、サフォーク振興に取り組んでいる中で口蹄疫の水際対策は極めて重要だと思っています。

そこで、口蹄疫とは何かというと、御承知のとおり、牛あるいは豚、羊などの偶蹄類動物、前後の足の指の数が2本または4本の偶数、これを偶蹄類動物と呼んでいますけれども、これが感染する世界でも最も恐れられている家畜伝染病であります。本病に感染した動物は発熱、さらによだれを流し、口の中やひづめのつけ根などに水ぶくれなどができて、発育障害、摂食障害あるいは歩行障害を起こし、畜肉能力、それから泌乳量が低下して、経済動物としての価値を著しく損なうという恐ろしい病気です。感染は極めて速いために、早期発見と蔓延防止が重要とされています。感染すると、家畜や畜産物に対して厳しい移動制限や防疫措置が実施されることになり、発生農場に限らず、その地域の経済的被害は甚大なものになります。

過去に日本では、2010年、平成22年4月に宮崎県で口蹄疫が発生して、約30万頭の家畜が殺処分をされております。この事案は我が国の畜産にとってこれまで経験のしたことのない未曾有の被害をもたらしました。当時の東国原知事が非常事態宣言を行って、全国的なニュースになったことは記憶にあると思います。農林水産省は、平成27年に口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針というのを示して、国際的な人、物の往来が増加していることから、今後も我が国に口蹄疫が侵入する可能性は高いとしております。防疫対策上は、発生の予防、早期発見と通報、迅速かつ的確な初動対応が最も重要であります。北海道においても、平成28年に口蹄疫ウイルスの侵入防止と発生予防措置の徹底のために防疫対応マニュアルを策定して、道、市町村、関係機関、団体の役割をそれぞれ示しております。

そこで、本市の本病に対する防疫対策の現状、さらに、この対策に関連する予算措置の考え方について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えいたします。

本市における防疫対策、口蹄疫の現状についてですけれども、今、議員のほうからお話が合ったとおり、口蹄疫につきましては、家畜伝染予防法に基づきまして法定伝染病と指定をされているところです。お話もありましたように、感染力の強さですとか経済的被害の大きさから国際的にも最も警戒すべき家畜伝染病であると認識をしております。

本市におきましては、口蹄疫を含めた家畜伝染病の防疫対策といたしまして、発生状況の情報提供や農場における靴底の消毒、疑わしき症状があった場合の速やかな通報など、道家畜保健衛生所と連携した巡回指導も実施をしているところです。また、畜産農家の代表者や農協、それから共済、普及センター、市などで構成いたします士別市家畜伝染病自衛防疫組合では、ワクチン接種の推進ですとか、または道主催の防疫対策会議や防疫演習等への参加、それから大和牧場におきましては、入退牧の車両の消毒などを実施してきているところです。さらには、家畜伝染病予防法に基づきまして、畜産農家から道への防疫対策状況等の報告についても協力をしているところであります。また、市内酪農家で構成をします士別市酪農組合連合会においても、平成9年から市や農協の助成金、また会員の負担金を財源といたしまして互助制度を創設いたしまして、重大な病気が発生した際の消毒資材ですとか廃棄乳量への一部の助成などを行っているところです。

予算措置の考え方につきましては、家畜防疫に関する情報収集や情報提供、それから先ほど申し上げましたような巡回指導、それから各種防疫対策の会議への参加等については、経常予算において予算措置をし、また、先ほど申し上げましたワクチン接種等につきましては自防組合の財源、大和牧場の入退牧の車両消毒については指定管理料において予算を措置し、財源として実施をしてきているという状況にあります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 関連して、本市に家畜伝染病自衛防疫組合というのがあります。これに補助金を出すということになっているように記憶しているんですが、具体的に、この補助金というのはこの予算の中に入っているという解釈でいいんでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

自防組合への補助金ですけれども、それぞれ自防組合の中で、先ほど申し上げました予防接種ですとかそういったような事業に対する補助金ということで、昨年度までは3万円計上させていただきまして、補助金として支出をしておりました。ただ、金額的な問題ということではありませんけれども、これについては自防組合のほうといろいろと協議をさせていただきまして、今年度、31年度については、3万円については予算計上していないという状況にあります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 活性化計画を見ると、事業の中に、45ページに、士別市家畜伝染病自衛防疫組合補助金、内容はワクチン接種事業の実施、家畜伝染病の防疫対策などということで記載されているんです。これとの整合性というのはどうなんでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

その計画を策定した段階では、この自防組合への補助金という形でありましたけれども、今年度、平成31年度につきましては、予算については計上しておりません。ただ、この自防組合の事務局については市が担っておりますので、今後についても事務局としての役割として、この自防組合についてかかわってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 自防組合との話し合いで予算措置をしていないということなんですけれども、どういう話し合いなんですか。本来は、ここに書いてあるワクチン接種事業を初め対策をするということではしっかりうたっているわけですから、どんな話し合いで補助金がなくなったのか。それから、これからこの組合の運営をしなきゃならないし、事務局が市だということですから、どういう対応をするのか、この辺について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 今、市の中においては、全ての事業を見直しながら、財源確保なり、そういったものに取り組んでいる中で、この事業がということではありません。全ての事業がという意味合いでお話をさせていただきますが、そういった中で、先ほども申し上げましたが、3万円という金額という問題ではありませんけれども、この組合に関しては、先ほど申し上げましたとおり、事務局を市が担っております、先ほど申し上げましたように、各それぞれのワクチン接種ですとかそういったような防疫に対する取り組みについては市が中心となっていくということの中で、今回3万円の補助金については計上しないという話の中で了解をいただいたということでもあります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 市の財政の関係でいろいろと見直しをしているということは理解できます。しかし、これは対象にすべき案件ではない。これは先ほど言ったように、いざ発生すると、その農場に限らず、サフォークの牧場もそうですけれども、地域の経済的被害は甚大だと、これは言われているんです。ですから、費用の削減の対象にして防疫組合と話して、削減する案件かどうか、この辺どうなんでしょうか。私は間違っているのではないかと思うんですが、再度検討し直すべきではないですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） この自防組合の中身については、先ほどもお話しさせていただきました、そのワクチン接種だとかそういった予防対策も含めて事業が行われています。その中で、組合自体の運営費、例えば消耗品ですとかそういった中の一部を助成するような形になりますので、そういった部分では、先ほども申し上げましたが、事務局が市ということでもありますので、その3万円を例えばなくしたとしても、さほど大きな影響がないと私たちは考えておりましたので、それについては、もう一度組合とは十分協議をしたいとは思っています。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 組合と協議をするということではない、市の考え方はどうなのか。しかも、先ほど言ったように活性化計画の中にしっかりとうたわれている。これは2021年までの計画ですから。うたわれている。そういう意味では、市としてこれは重要な問題ですから、防疫については、これはしっかり予算化をして31年度も予算措置をして、そして万全を期すと。それでも危ないんです、口蹄疫、ほかの伝染病も。目に見えないものですから、徹底した防疫対策をやっても感染する場合がありますから、しっかりこの対応をして、予算措置についてはぜひやってください。どうでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたとおり、この事業の中身につきましては、全てがワクチン接種に係る部分で、そのワクチン接種に係る部分を実際にやるための、先ほどの3万円の事業費の補助金の話ですが、全て事務費的なものでありますので、そういった部分で3万円をつけなくてもその事業自体ができなくなるということではありません、これはあくまでも同じように、今までと同様に大事な予防対策でございますから、今後もその部分については、市としても事務局体制としてきっちりやっていきたいという考え方でいるということです。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで暫時休憩いたします。

---

（午後 3時14分休憩）

（午後 3時18分再開）

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

家畜伝染病自衛防疫組合に係る関係ですけれども、この組合につきましては、家畜の伝染性疾病の発生を予防するために組合員が協力して、組織的、計画的にその発生を未然に防止することという目的のもとにこの組合が設置をされております。

組合の内容につきましては、ワクチン接種等々については、これについては組合員の皆さんからワクチンの接種の負担をいただきながら、ワクチンを接種して予防しているという事業内容でありまして、それ以外については、それに係る事務的経費という中身であります。そういった意味では、今の事務局が市であるという中身で補助金が削減されたということであっても、これについては今までどおり、同様にこの役割は継続されて、この防疫に対しての考え方というのは変わっていかないという状況であると考えております。

以上です。



○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） そうすれば、従来見ていた3万円というのは、あくまでも事務局経費だと。

ちょっと質問を変えますけれども、このワクチン接種料、このワクチンの代金等々はどこから出るのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） ワクチンの代金につきましては、受益者負担という形になっておりますので、受益者の皆さんからそのワクチンの、それぞれワクチン金額が違いますので、それぞれ徴収をいただいているという形です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） そういうふうに聞いているんです。

私が言うのは、この組合にワクチンの助成も含めてということですから、これも検討してください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

今のワクチン接種に係る助成につきましては、今後、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで、防疫対応マニュアルというのがあるはずなんです、本市にも。

それで、その概要と活用、あるいは、関係者へのマニュアルについての周知をどう進めているのか、伺いたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

防疫対応マニュアルの概要についてですけれども、道が策定しておりますマニュアルについては、口蹄疫の侵入防止と発生予防の措置の徹底のために、国内、道内で発生した場合には速やかに防疫措置を行い、被害を最小限にするためのマニュアルという位置づけで策定をしている中身です。この中で、近隣諸国での発生や国内での発生または道内での発生など、そのレベルに応じて衛生管理指導や農家への緊急調査、それから立入検査、消毒の指示などの対応を定めている状況になっております。

また、市町村の役割といたしましては、関係団体と連携をいたしまして、市内での発生時には対策本部を設置して、一般住民への広報活動、それから防疫対策への協力が位置づけられているところです。

防疫対策のマニュアルの活用についてですけれども、道のマニュアルについては市及び農協、共済等で内容を共有しているところです。市町村における対応マニュアルの作成につきましては、今のところ作成の定めはありませんので、各自治体によってそれぞれ対応がさまざまとい

う状況になっております。

本市においての対応マニュアルについては、今現時点では作成していないのが現状でございます。発生したときには、今現段階では道のマニュアルによりまして対応するような考え方でおりますけれども、しかしながら、この問題につきましては、本市でも多くの乳用牛、それから肉用牛、豚が飼育されておりますので、また綿羊も土別市のまちづくりを進めている観点からも、本市で口蹄疫が発生した際に迅速な対応が必要でありますので、そういったことから、今後、その発生するときの対策本部の構成や関係機関団体の役割分担などにつきまして検討を今進めているというところとなっているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 道のものを参考にして進めていると、本市では対応マニュアルはつくっていないということですね。

再度伺いますけれども、この活性化計画の中に重大な家畜伝染病が発生した際の対応マニュアルに基づいた迅速で適切な対策を推進しますと書いてありますけれども、この、ここで言う対応マニュアルというのは何を指して対応マニュアルなのでしょう。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

今現段階では、道の対応マニュアルを参考にしながらということになるかと思えます。

ただ、先ほども御答弁申し上げましたとおり、この問題につきましては非常に大事なことだと考えておりますので、早急に本市の対応マニュアルについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それから、若干先ほどの議論に戻らせていただきますけれども、いわゆる日常対策です。これは大事だと思うんです。それで、基本的には未然防止の日常対策として言われているのは、まずは牧場に入出入りする際は人工芝や玄関マットで、いわゆる靴底の泥をまず落として、これは踏み込み消毒槽というらしいんですけれども、踏み込みマットです。通常言われているのは、そして靴底の消毒を必ず行う。それからもう一つは、出入りする車両対策というのがある。当然、タイヤの関係から感染することはありますから。これは基本的に牧場内には乗り入れないというのが原則ですけれども、ただ必要がある車両というのがあるんです。飼料運搬車だとか、集乳車だとか、あるいは家畜運搬車、さらに獣医師がそこに出入りするということの車両消毒用の消毒槽は設置をするということが日常的な防疫対策になっているようです。

それで、本市の今の対応について、各農場、さらにサフォークの農場、羊と雲の丘も含めてですけれども、こういう日常対策はやられているのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

各農場に関しましては、先ほど家保からの巡回指導、それから、そういった中で、今、議員がおっしゃったような消毒槽の設置ですとか、車両ですとか人の石灰消毒、または牛舎内それから畜舎内等々に進入禁止のそういった立て看板ですとか、そういった対策をするようにという指導というか情報提供、そういったことをしているところです。

また、羊と雲の丘の関係では、なかなか、過去には口蹄疫の発生状況に応じて石灰ですとか消毒マットの設置をしていた状況にありますが、ここ近年は設置していない状況にあるということで、今、口蹄疫の課題に関しましては、やはりそういったところも、消毒槽のマットですとかというものの設置も必要でないかと考えているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今現在設置していないということですね。これは非常に危険なんです。

設置していても、先ほど言ったように感染する可能性が非常に高いということですから、特にサフォークの羊と雲の丘については、観光牧場の役割もあると。いろんな観光客、隣国からも来る可能性があります。特に、国で言えば韓国も含めて発生国ですから、そういう意味では非常に感染の可能性は高いということなので、ぜひ、これは早急に設置をするということで進めるべきだと思います。

それで、大綱質疑ですから、予算にかかわる。これに係る予算というのは恐らく組んでいないと思うんですけども、その対応につく予算についてはどう捻出するつもりなのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

今、議員のほうからお話がありましたとおり、隣国では韓国で年明け、2019年には、もう既に3件発生しております。またロシアでも2月に入りまして発生している状況から言いますと、非常に危険性の高いという状況は認識をしているところです。

今お話にありました、羊と雲の丘等観光牧場に関しましては、インバウンドが今、北海道も増えている状況の中から言いますと、やはり早急にやらなきゃいけないということもありますので、ここについては羊と雲の丘観光株式会社とちょっと調整をしながら、その対応に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） これは会社がやるべきなんですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 今、当面予算がありませんので、現段階では、その会社としての防疫対策というのは当然必要になってくると思います。会社が綿羊牧場としての役割というのは担

っておりますので、そういう部分では、会社の役割の一環として、ぜひ、その対策を進めていきたいなと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） お言葉ですけれども、これは市の責任もあるんです。設置者ですから、そういう意味では、会社にその対応を任せるということではなくて、市の責任として対応すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

今の防疫対策については、お話にございましたように極めて重要なことであると思いますので、新年度になってやればよいというものでもないと思いますので、いろいろ、今、会社というお話もありましたけれども、しっかりと体制ができるように、必要に応じては、今年度の予算の流用も考えながら対応していきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で、大西議員の質疑を終了いたします。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時31分散会）